



技術協力プロジェクト

2005年06月02日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方中堅技術者訓練拡充計画プロジェクト (英) The Project on Extension and Strengthening of the Training Program of Senior Technicians in Rural Areas of the Republic of Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	
分野課題3	
署名日(実施合意)	2005年02月10日
協力期間	2005年02月13日 ~ 2007年02月12日
相手国機関名	(和) 司法労働省職業訓練局 (SNPP)
相手国機関名	(英) Servicio Nacional de Promoción Profesional (SNPP)
日本側協力機関名	
プロジェクト概要	
背景	現在、当国では産業競争力の強化に資するため、司法労働省職業訓練局(以下SNPP)が、職業能力開発訓練事業の改善を進めている。本プロジェクトの目標は、SNPP本局職員がSNPP地方局訓練センターにおいて、地方企業の中核的存在になりうる電気・電子・情報分野の中堅技術者を育成するための訓練計画立案・実施能力を向上することであり、また、同職員が職業訓練指導員をSNPP自前のリソースとして養成する体制を確立しようとするものである。
上位目標	① SNPP中部支局及び東部支局において電気・電子・情報分野の中堅技術者及び指導員が継続的に育成される。 ② また、両支局においては、継続的に訓練内容の質的向上、量的増加が図られる。 他のSNPP地方支局においては、需要の規模・内容に併せて電気・電子・情報分野の中堅技術者・指導員が育成される。
プロジェクト目標	職業訓練局(SNPP)本局が、地方支局訓練センター(中部支局)において、地方企業の中核的存在となりうる中堅技術者(電気・電子・情報分野)の育成計画を企画・立案・実施できる。
成果	1. 地方中堅技術者養成向け職業訓練コース(2年課程、能力開発短大レベル)が設置される。 2. 指導員養成向け職業訓練コース(1年課程、工場実習及び訓練実務実習を含む)の実施計画が策定される。 3. 地方中堅技術者及び指導員養成向け訓練が円滑に実施できるよう、SNPPの職業訓練事業が強化される。
活動	1. 地方中堅技術者養成向け職業訓練コースの設置にかかる計画及び実施に対し、指導・助言を行う。 2. 指導員養成向け職業訓練コースの実施計画策定にかかる指導・助言を行う。 3-1 地方の産業界の発展に見合う新しい訓練コースの開発・研究について、指導・助言する。 3-2 地方における訓練事業の地域拡充が図れるよう、指導・助言を行う。 3-3 SNPPに対し、訓練用機材の導入計画について指導・助言する。 3-4 SNPPに対し、グローバル・スタンダードに見合う能力開発訓練の資格・検定制度について指導・助言を行う。 3-5 産業界のニーズに合致した訓練内容が確保できるシステムの確立について指導・助言を行う。

3-6「日本・パラグアイ職業能力促進センター（SPP-PJ）」の訓練事業が円滑に実施されるよう指導・助言を行う。

投入

日本側投入

- ・長期専門家「職業能力開発事業訓練管理」1名（専門家派遣費約3,600万円）
- ・研修員受け入れ「職業訓練管理」、「職業訓練行政」分野 各2名、4名×0.75ヶ月（16年度4名受け入れ予定。研修員受け入れ費 約630万円）
- ・短期専門家「情報」「電気」「電子」分野 3名
- ・全体投入予定額：約50,858千円

相手国側投入

- ア)カウンターパートの配置
 - ・ SNPP局長 1名、本局部長 2名 本局職員 2名
 - ・ センター長 2名
- イ)事務所/執務環境の提供
 - ・ SPP-PJ内に事務室及び会議室を設置
- ウ)事務サービスの提供
 - ・ 運転手、秘書等の提供
- エ)車輛の提供

外部条件

職業訓練事業の改善が一つの柱となっているSNPPの中期戦略計画（2002～2008）が変更されない。

実施体制

(1)現地実施体制 直営

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2003年09月25日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 日パ職業能力促進センター (英) Japan-Paraguay Skill Development Promotion Center
対象国名	パラグアイ
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	首都アスンシオンから南東の方角約12kmに位置するサンロレンソ市
署名日(実施合意)	1997年07月10日
協力期間	1997年09月20日 ~ 2004年03月
相手国機関名	(和) 司法労働省職業訓練局 (SNPP)
相手国機関名	(英) Occupation Training Bureau, Ministry of Justice and Labor (SNPP)
日本側協力機関名	厚生労働省、雇用・能力開発機構

プロジェクト概要

背景

パラグアイ国は、水力発電による売電収入と農牧林業など一次産品の輸出が外貨収入の90%を占めている。近年農産物の国際価格が著しく低迷し、一方で工業製品の大部分を輸入に頼っていることから、貿易収支が赤字となっている。政府はその改善策として農産物加工の振興、繊維製品、工業製品等の品質向上を目指しているが、自国企業の技術レベルが低く、貿易収支を改善するほどの成果は得られていない。

このような状況の下で、1995年発足した南米共同市場(メルコスール)に於いて加盟国は2006年までに域内関税撤廃の方針が決定され、同国としてもその対応策として外貨導入による工業化の推進、国営企業の民営化など経済の建て直しと活性化を図っている。そのため工場の新設や老朽化した設備の更新において必要とされる電子技術分野の専門技術者の需要が高まっている。

そこで、同国政府は、こうした産業界のニーズに応えるべく、司法労働省職業訓練局(SNPP)にパラグアイ職業能力促進センター(SPP-PJ)を新設し、電子技術の在職労働者の向上訓練及び同局傘下の職業訓練指導員を対象とした再訓練を行い、今後さらに高度化、多様化する技術に対応すべく、同分野で豊富な経験を有する我が国に対し、プロジェクト方式技術協力を要請してきた。

なお、当プロジェクトは当初2002年9月に協力を終了する予定だったが、プロジェクト前半のパラグアイ側の投入の遅れにより、指導員再訓練の開始が遅れ開設の必要な訓練コースが積み残されていること、また指導員再訓練コース向上訓練コースともに、昨今産業界でニーズが増大している高度な電子技術に対応した訓練コースの開設と、地方拠点都市に於いても向上訓練コースの開設のニーズが高まっていることから、専門家派遣等投入を絞り込みつつ、2004年3月までプロジェクトを延長することとした。

上位目標 パラグアイ共和国の電子技術分野における技能労働者の需要が満たされる。

プロジェクト目標 職業訓練局がセンターにおいて電子技術分野を中心に、質的に改善した職業訓練を提供できる。

成果

- 1) SPP-PJの運営・管理体制が充実する。
- 2) SPP-PJの施設・設備、機材が整備・管理される。
- 3) SPP-PJにおいて、指導員の能力開発体制(研修)が確立される。
- 4) 職業訓練教材(テキスト)が整備される。

	5)SPP-PJにおいて、企業のニーズに合致した向上訓練事業の企画・実施体制が強化・充実される。 6)広報事業に関係する企画・実施体制が強化される。
活動	1-1. SPP-PJの運営・管理について、指導・助言を行う。 1-2. 訓練体系図に基づき、訓練実施計画(向上訓練、指導員再訓練の年間実施計画、四半期業務計画、資機材計画等)を策定し実施する。 2-1. 施設、機材設備の整備計画を策定し、実施する。 2-2. 調達機材の据付、試運転を行う。 2-3. 設備・機材の操作及び保守管理について指導・助言を行う。 3-1. 指導員再訓練の技術内容について指導・助言を行う。 3-2. 指導員再訓練を実施する。 3-3. 指導員再訓練用教材の作成と改善について指導・助言を行う。 3-4. 指導員再訓練に関する企業のニーズ調査等を実施し、その調査結果に基づき訓練体系図、技術移転計画等を適宜更新する。 4-1. 向上訓練の技術内容について指導・助言を行う。 4-2. 向上訓練コースを実施する。 4-3. 向上訓練用教材の作成と改善について指導・助言を行う。 4-4. 向上訓練に関する企業のニーズ調査等を実施し、その調査結果に基づき、訓練体系図、技術移転計画等を適宜更新する。 4-5. SNPP地方支局においては向上訓練事業の強化について、指導・助言を行う。 5-1. 能力開発事業の啓蒙、普及活動を行うことにより広く事業の周知を図る。
投入	
日本側投入	長期専門家(リーダー、業務調整、訓練管理、電気、電子、制御、冷凍空調 7名) 短期専門家(各分野専門家3名) 研修員受入(訓練管理、電気、電子、制御、冷凍空調 3～4名/年) 機材供与 (空気調和機、CADシステム、フロンガス回収、再生装置、パソコン等)
相手国側投入	要員:所長1名、副所長2名、訓練管理分野インストラクター2名、電気分野インストラクター4名、電子分野インストラクター4名、制御分野インストラクター4名、冷凍空調分野インストラクター4名
外部条件	
実施体制	
(1)現地実施体制	
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	個別専門家派遣、人的資源分野
(2)他ドナー等の援助活動	なし
備考	(2002年9月よりプロジェクト延長)



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)学校運営管理改善プロジェクト (英)Quality improvement of school management
対象国名	パラグアイ
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-教育
プログラム名	基礎教育拡充支援
プロジェクトサイト	アスンシオン、セントラル県、コルディジェラ県
署名日(実施合意)	2006年03月24日
協力期間	2006年7月21日 ~ 2009年1月20日
相手国機関名	(和)教育文化省
相手国機関名	(英)Ministry of Education and Culture

プロジェクト概要

背景 パラグアイ国(以下「パ」国)は1994年から教育改革を進めており、アクセス面では改善を遂げ2000年に初等純就学率90%に達した。他方、留年率の高さ(1-3学年は各約20%)や生徒学習到達度の低さ(中南米諸国平均以下)など、教育の質的向上が深刻な課題である。教育の質的向上には教員研修や教材配布、十分な授業時間の確保など、多面的な取り組みが必要であり、「パ」国はこれまで他ドナーの支援を得ながら教員研修や教材配布などの活動を実施してきたが、未達成の項目として学校運営管理改善がある(2004年、国家教育文化審議会報告書)。学校運営管理の不備による影響は、年間授業時間の大幅な不足、保護者との連携不足など多岐にわたるが、当該分野に関する「パ」国の知見・経験は十分でない。また、学校運営管理の主導的役割を担う校長に対する能力育成については、一部地域で他ドナーや教員養成校などにより研修が開始されているが、全国的な制度としては未だ確立されていない。研修の成果を生かして学校現場における運営改善を実現するための地方教育行政官によるモニタリングは十分行われていない。

このような状況下、「パ」国は校長研修を中心とした学校運営管理改善に係る支援を我が国に要請した。これを受け、JICAは2005年10月-11月に事前評価調査を実施し、「パ」国側とプロジェクトの基本計画、実施体制、双方の責任分担等について討議議事録(R/D)にとりまとめ、2006年3月24日に署名・交換を行った(プロジェクト全体期間:2006年7月~2009年1月)。

上位目標	プロジェクト対象地域の基礎教育学校において学校運営管理が改善される。
プロジェクト目標	プロジェクト対象県の中央校において、学校運営管理改善に資する校長研修のモデルが確立される。
成果	1:校長研修の実施方法(内容及び手法)が開発される。 2:インストラクター(教育省校長研修ユニット所属の研修講師)およびスーパーバイザー(パイロット県のCDS、SATPなどに所属の研修講師)の校長研修の実施能力が向上する。 3:学校運営管理活動のモニタリング・評価方法が開発される。
活動	1-1 パイロット校に対するベースライン調査(既存の研修教材の分析を含む)を実施する。 1-2 校長研修ユニットが研修プログラムを作成する。 1-3 校長研修ユニットが研修モジュール(教材を含む)を作成する。

- 1-4 インストラクターが県レベル研修を実施する。
- 1-5 地域レベル研修の準備作業の一環としてインストラクターとスーパーバイザーの会合をもつ。
- 1-6 スーパーバイザーが地域レベル研修を実施する。
- 1-7 パイロット校に対するインパクト調査を実施する。
- 1-8 校長研修ユニットが校長研修に係るガイドラインを作成する。
- 2-1 中央及び県レベルにおいて研修講師を任命する。
- 2-2 インストラクターに対する研修を実施する。
- 2-3 スーパーバイザーに対する研修を実施する。
- 3-1 校長研修ユニットがモニタリング・評価ツールを開発する。
- 3-2 スーパーバイザーがモニタリング・評価活動を試行する。
- 3-3 県レベルの教育関係者を対象に評価会を開催し、学校運営管理活動とモニタリング・評価活動の経験を共有し、課題について協議する。

投入

- 日本側投入
 - 1) 専門家派遣(総括/教育行政、学校運営管理、授業計画管理、研修計画、教育評価など)
 - 2) 研修員受け入れ(毎年5名程度)
 - 3) 機材供与(モニタリング用車両など)
 - 4) 現地活動費(研修教材作成費など)
- 相手国側投入
 - 1) カウンターパートの人件費
 - 2) カウンターパートの活動費
 - 3) JICA専門家執務室(教育文化省およびパイロット県の県教育監督調整事務所内)
- 外部条件(活動から成果へ)
 - 1) 研修を受けたインストラクター、スーパーバイザー及び校長が継続して勤務する。
 - 2) 校長研修及びモニタリング・評価の実施に必要な経費を「バ」国側が継続して負担する。
 外部条件(成果からプロジェクト目標へ)
 教育文化省及びプロジェクト対象地域において、人事異動によりプロジェクトへの取り組み姿勢が変化しない。
 外部条件(プロジェクト目標から上位目標へ)
 - 1) 教育文化省及び対象県において、学校運営管理改善に資する中央校の校長研修を重視する方針が変更されない。
 - 2) 「バ」国の経済状況が急激に悪化しない。

実施体制

- (1)現地実施体制
 - プロジェクトダイレクター:教育文化省次官
 - プロジェクトマネジャー:就学前・基礎教育総局長
 - 教育省の校長研修ユニット:就学前・基礎教育総局、教員養成局、教育監督総局の3局ならびに教員養成学校(IFD)の教官などより構成。
 - 県レベル:教育監督総局の下部組織である県教育監督調整官や教授支援監督官など

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - 青年海外協力隊員(小学校教諭、教員養成校講師など)
 - シニアボランティア(教育省派遣)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - 米州開発銀行による基礎教育改善プロジェクト“Escuela Viva”



技術協力プロジェクト

本部主管案件

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)看護・助産継続教育強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Continuing Education in Nursing and Midwifery
対象国名	パラグアイ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療改善
プロジェクトサイト	国立看護・助産継続教育センター(アスンシオン)
署名日(実施合意)	2007年11月16日
協力期間	2008年01月30日 ~ 2011年01月29日
相手国機関名	(和)厚生省国立看護・助産継続教育センター
相手国機関名	(英)INEPEO, Ministerio de Salud Publica y Bienenstar Social

プロジェクト概要

背景

パラグアイ国政府は、全ての国民が高品質かつ平等な保健医療サービスを受けられる社会を目指し、社会福祉厚生省主導のもと保健医療政策の改革を行っている。しかし、パラグアイ国南部では、農村人口の割合が高くかつ人口が散在しており、医療改革の遅れが顕著となっている。

パラグアイ国政府は、南部における保健医療サービス増進の鍵は、看護ならびに産科分野の人材育成であるとの認識を持ちつつも、前述の人口状況に加え、既存の研修システムを絡めた人材育成制度見直しが複雑なものであるため、同分野における効果的なアプローチの策定と実施に係る協力を日本政府に要請してきた。

これを受けて、わが国は技術協力プロジェクト「パラグアイ南部看護・助産人材継続教育強化プロジェクト」を2001年2月から5年間実施した。その結果、南部4県(ニェンブク県、ミシオネス県、イタプア県、カアサパ県)において看護・助産職者(准看護・助産師、看護・助産技術師含む)の継続教育研修がモデルとして確立された。さらに、全国レベルでの看護・助産継続教育のシステム作りに向けた取組み(看護師国家試験導入に向けた協力、カリキュラム作成等も含む)が実施された。

同プロジェクトは2006年2月に終了したが、より良い保健医療サービスを全国レベル(パラグアイは首都アスンシオンと17県で構成)で展開するために、南部4県で得られた成果を他県でも同じように普及・発展させることが必要不可欠である。また、最新のパラグアイ国家保健政策(2005~2008年)で打ち出されている5つの指針の一つに「保健医療分野で働く人材の開発と継続教育の強化」があり、国として継続教育の重要性を認識し取り組んでいるところである。2006年にはパラグアイ側実施機関である国立看護・助産継続教育センター(以下「INEPEO」とする)の自助努力により、研修対象県を2県(カアグアス県、パラグアリ県)追加し、同プロジェクトで得られた成果を普及させている。様々な課題に対応する必要がある保健医療サービスの向上のためには、全国への普及、更なる研修プログラムの作成と継続教育の実施が必要不可欠であるが、パラグアイ側のみでそれらを実施するには限界があるため、パラグアイ政府はわが国に技術協力プロジェクトを要請してきた。

上位目標 全国レベルでの看護・助産人材による保健医療サービスが改善する。

プロジェクト目標 12衛生行政区規模で看護・助産人材の継続研修を自立的に実施する基盤が強化される。

成果	成果1: 小児・母性領域に関し、看護・助産人材に対する継続教育研修プロセスが確立・実施される。 成果2: 小児・母性領域に関し、看護・助産人材に対する継続教育研修のモニタリング・評価方法が確立・実施される。 成果3: 自立発展に向け人材・予算・組織づくり・行政支援が確保される。 成果4: 看護・助産継続教育カリキュラムのうち基礎看護学、地域看護学の2領域に関する研修の基礎ができる。
活動	成果1に対応する活動: ①新規6衛生行政区において、各8名のファシリテーターを選出し、小児・母性領域に関する研修計画を作成する。②各衛生行政区8名のファシリテーターに対し、上記研修計画に沿った研修を実施する。③上記②の研修中、各衛生行政区の状況および研修受講者に適した「適応プログラム」を作成する。④新規6衛生行政区において、全看護・助産人材のデータベースを作成する。⑤新規6衛生行政区における研修計画を作成する。⑥新規6衛生行政区において、上記研修計画に沿った看護・助産人材に対する研修を実施する。⑦12衛生行政区において不足人員補充のための新人ファシリテーター養成研修を行う。 成果2に対応する活動: ①新規6衛生行政区における研修モニタリング・評価の実施計画を策定する。②12衛生行政区においてモニタリング基準を用いた研修モニタリングを実施する。 成果3に対応する活動: ①新規6衛生行政区において、継続教育運営委員会を発足させ、活動を定例化する。②新規6衛生行政区は研修・モニタリング経費確保のための活動を行ない、厚生省はこれを支援する。③厚生省は看護・助産人材の継続教育予算確保のための活動を行なう。④新規6衛生行政区におけるプロジェクト成果に関する普及活動を強化する。 成果4に対応する活動: ①看護・助産継続教育カリキュラム作成委員会において、2領域の研修プログラムを作成する。②2領域研修プログラムに沿った研修マニュアルおよび研修教材・教具を作成する。③ナショナルファシリテーターに対する2領域の研修を実施する。④12衛生行政区ファシリテーターに対する「研修実施計画」を作成する。
投入	
日本側投入	1) 長期専門家の派遣(チーフアドバイザー／継続教育、業務調整／モニタリング) 2) 短期専門家の派遣(基礎看護、看護管理、教材作成) 3) 機材供与(ファシリテーター用研修機材) 4) 在外事業強化費(INEPEOにおける研修実施経費、第三国からの専門家招へい経費、第三国への研修経費等)
相手国側投入	1) 人材の配置(カウンターパート、ナショナルファシリテーター、衛生行政区ファシリテーター) 2) 研修施設(中央、地方)、プロジェクトオフィスの手配 3) 機材(INEPEO所有の事務機器・実習用機材) 4) プロジェクト運営費(水道光熱費、電話代、ガソリン代の一部) 5) 衛生行政区での研修実施経費 6) 研修モニタリング経費
外部条件	・看護・助産人材の研修場所としてINEPEOが確保されている。 ・小児・母性領域のナショナルファシリテーターが確保されている。 ・カウンターパートが異動しない。 ・育成されたナショナルファシリテーターおよび衛生行政区ファシリテーターが継続的に機能する。 ・厚生省の医療施設における看護・助産人材の数が現状より減少しない。 ・医療施設の数が現状より減少しない。 ・看護・助産人材の業務に最低限必要な資機材が少なくとも現状を保つ。
実施体制	
(1)現地実施体制	厚生省がプロジェクトの責任機関、INEPEOが実施機関となり、JICAから派遣される日本人専門家と密接に業務を遂行する主要カウンターパートは次のとおりである。 1) プロジェクト・ダイレクター(プロジェクトの管理・実施の全体的な責任を負う): 厚生副大臣 2) プロジェクト・マネージャー(プロジェクトの運営・技術的な事項の責任を負う): INEPEO所長 3) INEPEO継続教育専門官、INEPEOラテンアメリカ継続教育ネットワーク専門官、INEPEO研修管理担当官
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	技術協力プロジェクト「パラグアイ南部看護・助産継続教育強化プロジェクト」(2001.2～2006.2)
(2)他ドナー等の援助活動	1) WHO: 組織強化、拡大予防接種計画(EPI)、リプロダクティブヘルス等の分野で支援を行っているほか、CIDAから拠出された予算をもとに厚生省が小児疾患の統合的管理(Integrated Management of Childhood Illness, IMCI) 普及を行なうための技術的な指導を行っている。 2) UNICEF: 子どもの健康分野では、EPI、栄養改善プログラムを支援しているほか、北部のボケロンとアルト・パラグアイの2衛生行政区においてNGOに委託してコミュニティIMCIを普及している 3) 米州開発銀行(BID): 現在実施中の借款は、1998年から医療サービスの地域化、地方分権化を目的として、人材強化、施設建設、機材整備などに投入されている。2005年から2007年までPCSB(基本的保健ケアプログラム)により母子保健に関連する17の疾

病、80種類のジェネリック医薬品の過疎地への調達を支援し、中部地域5衛生行政区から東部地域全体10衛生行政区を対象として、供給体制の確立を支援している。

4) Plan Paraguay: 「南部看護・助産継続教育プロジェクト」終了後、INEPEO が自助努力で継続教育研修を拡大したパラグアリ、カグアスの2衛生行政区における研修費用を負担支援した。



開発調査

本部主管案件

2004年12月09日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和)輸出回廊整備計画調査

対象国名 パラグアイ

分野課題1 運輸交通-陸上運輸交通(旧)

分野課題2

分野課題3

協力期間 2005年02月下旬 ～ 2005年03月中旬

相手国機関名 (和)



個別案件(専門家)

2010年12月03日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和) 社会資本整備アドバイザー
(英) Advisor of Improvement of Infrastructure

対象国名 パラグアイ

分野課題1 運輸交通-運輸交通行政
分野課題2 貧困削減-貧困削減
分野課題3
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名 経済インフラの充実

署名日(実施合意) 2007年07月10日

協力期間 2007年07月01日 ~ 2009年07月01日

相手国機関名 (和) 公共事業通信省(MOPC)

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

公共通信事業省(以下「MOPC」)は公共事業・運輸・鉱山エネルギーの3庁から構成され、道路局は公共事業庁に属する。道路局はパラグアイ国(以下「パ国」)主要幹線道路約60,000万km(うち、舗装道路は約4,000km、舗装率約6.6%)の建設および運営管理を担っている。パ国における国内貨物輸送の約90%、旅客輸送の98%を道路輸送に依存しており、道路行政は極めて重要である。省内の予算、人員の70%が道路局に集中している。

2004年9月に小泉総理は対中南米外交に関する政策演説の中で、「日・中南米新パートナーシップ構想」を打ち出し、南米地域インフラ統合(IIRSA)を見据えたインフラ整備に向けたイニシアチプを、積極的に支援することとしている。従って今後は、IIRSAの枠組みを踏まえてパ国のインフラ整備を推進することが重要であり、専門的な知見に基づく助言が必要となっている。道路舗装化については、維持管理技術の不足等に起因する道路損傷が大きな社会問題であり、経済の自立発展における障壁となっている。また、道路整備を推進するためには、道路維持管理システム(コンセッション等)を導入することが必要不可欠となる。

以上より、コンセッション制度をはじめとする道路政策について提言するとともに、道路局の運営・管理体制を強化することを目的に本件長期専門家の派遣が要請された。

また、2008年10月には円借款事業のJICAへの統合が予定されており、案件形成から事業化まで一貫通貫した協力可能な体制が整備されることになる。従って、円借款との連結前提とする案件形成を行って行くことが求められている。

上位目標 パ国の道路政策に合致した案件が実施される。

プロジェクト目標 パ国の道路政策に合致した案件が形成される。

成果

1. IIRSAの枠組みにおける案件形成の可能性が検討される。
2. 道路行政強化のための検討がなされる。
3. 国際援助機関の動向を踏まえた案件形成の可能性が検討される。
4. コンセッション制度等、パ国に適した道路政策のあり方が検討される。
5. 貧困削減を目的としたインフラ整備の方向性が明確になる。
6. 実施済み案件について必要なフォローを行ない、事業が円滑に実施される。

1. IIRSAの関連情報の収集および分析

活動

2. パ国の道路行政全般に係る情報収集および分析
3. JBIC等の国際融資機関のパ国に対する援助動向に係る情報収集および分析
4. コンセプション制度等の道路政策に係る情報収集および分析
5. 貧困削減を目的としたインフラ整備のあり方の検討
6. 連携F/S案件として実施された『輸出回廊整備計画調査』の事業化に際しての必要な助言

投入

日本側投入 ・専門家派遣(1名×24ヶ月=24MM)
 ・在外事業強化経費

相手国側投入 ・C/P配置
 ・執務室提供
 ・必要経費負担

外部条件 なし

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制 国土交通省

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・円借款「道路整備事業Ⅱ(ラ・コルメナ、ヴジャ・リカ)」(19,428百万円)
- ・円借款「イタプア県道路整備事業」(2003年終了)
- ・開発調査「輸出回廊道路整備計画」(JBIC連携F/S案件、2005年9月～2006年8月)
- ・無償資金協力F/U協力「イタプア県地方道路整備計画F/U協力」(2006年10月～)
- ・「民活道路政策支援セミナー」(2003年1月～3月)
- ・個別専門家派遣「円借事業アドバイザー」(1999年10月～2002年10月)
- ・個別専門家派遣「社会資本整備アドバイザー」(2001年3月～2004年3月)
- ・シニアボランティア「アスンシオン大学土木工学科 道路計画」(2003年3月～2006年10月)
- ・シニアボランティア「国立工業高校 コンクリート材料工学」(2004年10月～2006年10月)
- ・米州開発銀行:①西部地域総合道路計画(チャコ地方の道路整備)、②国道3号線整備、③地方道整備
- ・世界銀行:①国道9号線の維持管理、②国道3号線の一部舗装工事、③東部地域地方道の補修工事

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2005年03月11日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名 (和)アスンシオン市中央卸売市場運営改善プロジェクト

対象国名 パラグアイ

分野課題1 経済政策-市場経済化
分野課題2
分野課題3

協力期間 2003年11月 ~ 2005年10月

相手国機関名 (和)
相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景 アスンシオン中央卸売市場(以下、DAMA)は、国内の青果物を含む食品の流通近代化を目的とし、世銀の融資を受け1981年に開設されたアスンシオン市直営の公設卸市場である。国内で最大の市場であるにも関わらず、敷地内店舗やその取引の管理、衛生・安全・治安面での環境整備の面での運営体制の強化が必要とされていたことから、アスンシオン市より日本政府に対して技術協力が要請された。日本政府はこれを受けて、プロジェクト方式技術協力「アスンシオン市中央食品卸市場改善計画」(1981~1987)及び「青果物流通改善計画」(1991~1998)を実施し、これらにより、DAMAの運営体制強化が図られた。その後、一部DAMAを経由しない輸入産品(密輸含む)の増加等によりDAMAの取扱量の減少や、DAMAが雇用する清掃スタッフや出入場管理スタッフ(警備)等に係る人件費増大などが経営を圧迫し、DAMAの累積赤字額は毎年が膨らむ一方となった。2001年11月、アスンシオン市長に就任したエンリケ・リエラ氏は、これ等問題解決の対策として大胆な合理化に着手、その一環として、市場の運営管理強化・改善(一部機能の外部委託化を含める)を目的にJICAの技術協力を要請した。こうした背景の下、本プロジェクトが開始された。

上位目標 公設卸市場としてのDAMAの運営の透明性・公正性・迅速性が高まる。

プロジェクト目標 ①市職員がDAMA外部委託/第3セクター化のノウハウを獲得する。
②DAMAの運営の一部の外部委託/第3セクター化が実施される。

成果 市側のイニシアティブにより、DAMA運営の外部委託実行計画が策定・実施される。
①保冷库管理部門
②清掃部門
③入場管理部門
④外部委託手順マニュアル

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

(2)他ドナー等の
援助活動



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデルおよび産業連関表の策定プロジェクト (英) Design of Macro Economic Model and Input/output Matrix for measuring impact of MERCOSUR in primary industrial sectors
対象国名	パラグアイ
分野課題1	経済政策-マクロ経済運営基盤整備
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	その他
署名日(実施合意)	2006年03月27日
協力期間	2006年03月27日 ~ 2006年09月30日
相手国機関名	(和)大蔵省 経済・統合次官房
相手国機関名	(英) Ministerio de Hacienda Subsecretaria de Estado de Economia e Integracion

プロジェクト概要

背景	メルコスール域内総生産の構成比はブラジルの66%に対してパラグアイは僅か0.9%(2002年統計)と、メルコスール経済に占めるパ国の比重は極めて小さい。パ国経済は輸出の6割を大豆・牛肉等農牧1次産品が占める等第1次産業に依存しているため、海外に対して経済が開放的(輸入品に占める非関税品目の割合はパラグアイ35%、ブラジル13%、アルゼンチン11%、ウルグアイ28%)なことや、パ国における中間材輸入の割合はメルコスール域内30%、域外70%と域外からの輸入に依存していることが特徴的である。このような状況下、メルコスール域内関税統一化(2008年施行予定)の議論の過程で、保護するべき自国産業(中間材を含む)の多いブラジルは、域外産品に対しては高く、域内産品に対しては低く関税設定することを提案している。前述の理由から、このまま域内関税統一が実現した場合、域外からの輸入依存度の高いパ国経済・産業(大豆、牛肉加工、加工食品、繊維・縫製等)に大打撃を与えることが懸念されている。通常、関税等外生変数変動のインパクトを測る為には PURDUE University E.U が開発した GLOBAL TRADE ANALYSIS PROJECT (以下GTAP)等に自国のマクロ計量モデルや産業連関表を組み合わせる必要がある。しかしながら、担当省庁である大蔵省(及びパ国経済関係機関)には、適用可能なマクロ計量モデルや産業連関表が存在しない。また、マクロ計量モデルや産業連関表を策定する技術も経験も有していない。このような状況下、大蔵省からこの分野で豊富な経験・知見を有する我が国に対して今般本件の技術協力が要請された。本件については2005年10月末から事前評価調査が実施され、本格協力を実施するための概要、投入、リソース等が検討された。11月17日にM/Mが締結されたことを受け、本格協力を実施するものである。
上位目標	パ国がメルコスール経済統合化の過程で生じ得るメルコスールのパ国経済に対するネガティブな影響を予見し、それを軽減することが出来るようになる。
プロジェクト目標	CGEモデルと産業連関表によりメルコスール関税統一によるパラグアイ経済への影響が測定・分析される。
成果	1.1994年に作成された産業連関表をベースに2002年のI/O表を作成し、GTAPデータベースにパラグアイの産業連関表が組込まれる。2.パラグアイのCGEモデルが構築される。3.パラグアイ大蔵省・中央銀行の職員を対象として、産業連関表の策定、データベースの取り扱い、

CGEモデルの構築・分析についての研修が実施される。

活動	1-1.Purdue大学が毎年1回開催している集団研修コースをアレンジした研修を実施し、オンラインを活用したプログラムと大学からの専門家派遣によるオンサイト研修を組み合わせ、GTAPが必要とする57×57表への転換作業及びGTAPデータベースへの組み込み作業を行う。1-2.運営指導調査団(産業連関表)は、Purdue大学派遣の専門家によって作成された産業連関表の作成過程及び構造を分析して今後の改善点を見出す。1-3.本邦専門家(産業連関表)は上記1-2.の過程を経て、Purdue大学専門家の業務をフォローアップすることを目的に、我が国の産業連関表の作成過程や統計整備の現状を紹介する。2-1.GTAP専門家による研修内容についてC/Pの理解度を確認し、必要に応じて補足的研修を実施する。2-2.メルコスールの関連政策・制度に則り、C/PとともにCGEモデルによる分析・シミュレーションを実施する。2-3.GTAPデータベースを活用しCGEモデルによる日本の研究結果の事例を紹介する。2-4.日本における政策決定のためのツールとしてのGTAP利用の現状を紹介する。2-5.CGEモデルの有効性や限界についてC/Pや政策決定者を対象としたセミナーが開催される。3-1上記1-1.から2-5.の活動に大蔵省及び中央銀行のC/Pが参加し、専門家との共同作業を行なう。		
投入			
日本側投入	1.本邦専門家3名・産業連関表 1.0M/M 1,957千円・CGEモデル 1.0M/M 1,957千円・CGEモデル活用戦略 0.3M/M 1,259千円 計 5,173千円		
相手国側投入	2.現地活動費:アメリカPurdue大学との契約(GTAPデータベースへのパラグアイの産業連関表の組み込み作業) 一式 5,892千円 3.その他現地活動費(通訳備上、ソフトウェア購入等)一式 1,195千円 4.運営指導調査団 一式 2,414千円 合計: 14,674千円		
外部条件	カウンターパートの配置 1.経済・統合次官房 総局長 2.技術者8名(大蔵省3名、中央銀行5名) 専門家2名の執務机、電話、インターネットなどの確保 秘書、運転手、電話オペレーターの備上 パラグアイの対メルコスール戦略に変更がない。		

実施体制

(2)国内支援体制 本件は在外主管案件であるが、経済開発部の支援を受けつつ実施することとする。

関連する援助活動

- | | |
|---------------|---|
| (1)我が国の援助活動 | 1990.03～1995.02: 農牧統計強化計画 2000.04～2002.03: 農牧統計強化計画(アフターケア) |
| (2)他ドナー等の援助活動 | EUが来年度から農牧統計(全数センサス)作成支援を行なう予定で、現在実施準備中である。 |



技術協力プロジェクト

2010年11月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデルおよび産業連関表の策定プロジェクトフェーズ2 (英) Measure the impact of the CIT (Common External Tariff) in the Investment Promotion regimens of Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	経済政策-その他経済政策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光・商業・貿易・貿易
プログラム名	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン市
署名日(実施合意)	2007年12月13日
協力期間	2007年12月15日 ~ 2009年3月31日
延長終了日	2009年03月 31日
相手国機関名	(和)大蔵省
相手国機関名	(英) Ministry of finance

プロジェクト概要

背景	メルコスール経済に占めるパ国の比重は極めて小さく、パ国経済は輸出の6割を大豆・牛肉等がしめる等、第一次産業に極端に依存している。このような状況の下、メルコスール域内関税統一化の議論の過程で保護すべき自国産業(中間財も含む)の多いブラジルは、域外産品については高く、域内産品に対しては低関税を設定することを提案している。このまま関税統一が実施された場合、域外からの輸入依存度の高いパラグアイは大打撃を受けることが懸念されている。関税等外生変数のインパクトを測るためには産業連関表(I/O表)とアメリカのPurdue大学が開発したGLOBAL TRADE DATA ANALYSIS PROJECT(GTAP)を組み合わせ、CGEモデル(応用一般均衡モデル)を作成する必要があった。 しかしながら、パラグアイ政府には1994年に作成された産業連関表しか存在せず、マクロ経済のインパクトを図るモデルも存在しなかった。このような状況下、我が国は2006年3月~9月まで実施されたフェーズ I プロジェクトにおいてPURDUE大学のリソースと日本の短期専門家を投入し、過去作成した産業連関表のデータを補正した上で、マクロ経済シミュレーション能力を習得するために、CGEモデル(応用一般均衡モデル)を作成した。 しかしながら第 I フェーズで作成したCGEモデルでは、将来的なマクロ経済インパクトの測定が不可能であった。そこでパラグアイ政府は、金融取引、マキラ、送金分野を取り入れた将来的なマクロ経済策定の為にDYNAMIC GLOBAL TRADE DATA ANALYSIS PROJECT(DynGTAP)を活用した発展版のCGEモデル作成の為にフェーズ II プロジェクトを日本政府に要請した。 同モデルを作成することにより2011年1月以降に予定されている対外共通関税交渉に必要な不可欠なデータ作成・経済政策策定が可能となる。
上位目標	パラグアイ政府が経済的・実質的シミュレーションを基に、国の産業・商業政策に関する決定能力を有するようになる。
プロジェクト目標	CGEモデル(応用一般均衡モデル)の活用により、メルコスール関税統一による、特にパラグアイへの投資促進にかかるパ国経済への負の影響が測定・分析できるようになる。

成果	1. 大蔵省、パラグアイ中央銀行、パラグアイ統計・国勢調査局の間で合意されたマクロ計量モデルの実施に必要な経済調査実施計画／経済統計データ(2008～2012)が作成される。 2. 大蔵省職員がCGEモデルの操作と修正に必要な知識を有する。 3. 研修を受けた大蔵省職員がCGEモデルを活用する 4. 関税統一実施時に想定される雇用創出やパラグアイにおける海外からの投資のフローに関するインパクト調査を実施する 5. 関税統一実施のインパクトの調査結果及び域内外の資本流入・流出の結果が公表される
活動	1-1. 専門家の一回目の訪問を基に、CGEモデルを実施するために必要な統計データをリストアップする 1-2. 上記の活動を基に既存統計データを分析し、その活用方法を検討する(情報インベントリ実施計画、欠如情報の収集計画、既存情報更新計画、欠如して必要な情報の入れ替え) 1-3. CGEモデル実施のため既存データ活用の成功率(情報の正確性)を評価する。 1-4. 1-1. ～3. を考慮した上で、CGEモデルの活用と持続性を確保するために必要な分析ツールの確保を可能とする統計・経済サイクル調査の実施計画を作成する。 2-1. フェーズIの経験を考慮し、より良い活用を目指しCGEモデルに関する知識と修正能力を強化する。 3-1. 大蔵省職員の中でもより研修を受けている職員に対し、CGEモデルの活用に関し訓練する。 3-2. PURDUE大学専門家とJICA専門家の指導の下、個別調査、特定調査を実施する 3-2-1. 主要生産セクターのパラグアイの経済(雇用)の域内外資本の変化に対する関税統一のインパクト。 3-2-2. 主な投資促進体制における域内外資本の変化に対する関税統一のインパクト。(マキラ、一時的許可、免税区域、その他) 成果4・5に共通の活動 4/5-1. 成果3に記載されているカウンターパートによって実施された研究を基に、また、PURDUE大学や専門家の指導の下、パラグアイ国民に理解しやすいように出版物の内容を修正する。 4/5-2. パラグアイ政府や学究レベルにおいて分析ツールの強化やその活用の普及を目的に下記のセミナーを実施する(政治家及び実務者レベルで) 4/5-2-1. CGEモデルの方式と可能性について 4/5-2-2. 専門家の協力のもと、カウンターパートによって実施された研究結果について
投入	
日本側投入	1. PURDUE大学におけるDynGTAP研修と訓練を公務員4名が実施 2. Run DynGTAP、GEMPACK 9.0、バージョン7のGTAPのデータベースのライセンス購入 3. GTAP専門家×0.5MM×3回=1.5MM 4. WEB研修(1MM) 5. 日本人専門家 5回 産業連関表(2回) CGEモデル分析(3回)
相手国側投入	6. ローカルコンサルタント(PURDUE大学との契約) 1. MEGC-GTAPに関して理解している公務員4名の配置 2. 専門家やコンサルタントのためのスペース準備 3. コンピュータ、インターネット、ネットワーク整備、研修・訓練スペース 4. 相手国側政府当局者との調整
外部条件	・パラグアイの対メルコスール域外共通関税政策に変更がない
実施体制	
(1)現地実施体制	・本件、大蔵省がC/Pとなり他省庁との調整を行うことで合意済みであり、事務所も積極的に関与してモニタリングを実施したい。
(2)国内支援体制	公共政策部による側面支援
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデル及び産業連関表の策定プロジェクト(2006年3月～9月) ・ロイヤリティー交付に係る大蔵省の業務手続改善プロジェクト(2006年7月～2007年12月) ・マキラ促進支援プロジェクト(2006年～2008年)
(2)他ドナー等の援助活動	・WB:ジャパンファンドで「大蔵省近代化プロジェクト」を実施済(供与金額は802,000ドル) ・IDB:税制改革支援プロジェクト、地方分権化を目的とした支援及び大蔵省職員の研修等を実施 ・USAID:ミレニアム開発公社の資金を活用してマキラ制度に係る支援を2006年7月から実施中



技術協力プロジェクト

本部主管案件

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)ロイヤリティー交付に係る大蔵省業務手続改善プロジェクト
(英)Project for Improvement in the Administrative Procedures for the Transfer of Royalties in the Ministry of Finance

対象国名 パラグアイ

分野課題1 経済政策-その他経済政策
分野課題2 ガバナンス-行政基盤
分野課題3
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名 行政府機能改善
プロジェクトサイト アスンシオン、その他
署名日(実施合意) 2006年03月09日

協力期間 2006年6月01日 ～ 2007年04月30日

相手国機関名 (和)大蔵省
相手国機関名 (英)Ministry of Finance

日本側協力機関名 財務省

プロジェクト概要

背景

パラグアイ(以下「パ」国)は世界的な地方分権の流れの中で、地方自治体の機能強化に取り組んでいる。その中でも二大ダム公社(イタイプ/ヤシレタ)からのロイヤリティー収入(ダム公社から政府に支払われる公共補償金、水利権等)が1998年から税収に加わり、そのうち5割(うち県10%、市40%)が地方自治体に配分されており、ロイヤリティー収入は地方自治体収入全体の約10%を占めるに至っている。さらに今後ロイヤリティー収入は2002年の25百万ドルから2018年には80百万ドルに漸増することが決定されており、財政面で地方自治体の強化が推進される見通しとなっている。

ロイヤリティー収入の配分は、県に対しては国会での承認に基づいて行なわれているのに対して、市に対しては大蔵省が各市からの申請に基づいて実施しており、大蔵省は補助金の使途をモニタリング・評価する必要がある。しかしながら、現行制度では市役所が大蔵省へ使途明細を報告する義務が曖昧であり、また市役所の作成する財務諸表は標準化されていない(国が定めた書式、分類基準に地方自治体に従っていない)ものが多く、モニタリング・評価がほとんどなされていないのが実態である。これに対し、大蔵省は近い将来、ロイヤリティーの交付対象となる全ての市役所の財務諸表(特に収支計算書)をオンライン化し、各市の交付使途をガラス張りにしてモニタリングする構想を有しており、現在省内においてロイヤリティー交付制度にかかる業務手続を整備、標準化すると共に、各市のロイヤリティー申請体制を問う位置的に把握・整備することが急務となっている。しかし、大蔵省では業務調査・改善のためのノウハウが不足しており、ロイヤリティー交付制度の業務手続が一貫性を書き、モニタリング実施のためのたいせいが整えられていないのが現状である。

この状況を踏まえ、JICAは、今後協力を行なう分野として、ロイヤリティーの効果的なモニタリング体制構築を念頭に置いた、大蔵省における地方自治体へのロイヤリティー交付制度にかかる手続の整備、及び地方自治体からロイヤリティー使用に関する報告体制の整備への協力を実施することとした。

上位目標 大蔵省の地方自治体(277市)に対するロイヤリティーの交付が適正化・効率化される。

プロジェクト目標 大蔵省の地方自治体(277市)に対するロイヤリティー交付制度に関する初歩的な体制整備が

なされる。

成果	1. ロイヤリティー交付制度の手続きについて調査・分析される 2. ロイヤリティー交付制度の手続きについて改善案が提示される 3. ロイヤリティー交付制度の手続きに関する書類様式が整備される 4. 大蔵省ロイヤリティー担当部局において、ロイヤリティー業務マニュアルが作成される
活動	1-1 大蔵省ロイヤリティー担当部局(地方分権化ユニット)の組織能力(人員、予算、業務処理能力等)を診断する 1-2 地方自治体からのロイヤリティー申請書類手続きおよび書類様式について、調査・分析を行なう 1-3 地方分権化ユニットのロイヤリティー交付業務手続及び書類様式について、調査・分析を行なう 1-4 地方自治体において、ロイヤリティーが適正に使用されたかを確認するための決算書類様式およびその提出手続きについて調査・分析を行なう 2-1 活動1-2に基づき、地方自治体におけるロイヤリティー申請手続き及び書類様式について改善案を提示する 2-2 活動1-3に基づき、大蔵省ロイヤリティー担当部局におけるロイヤリティー交付手続きおよび書類様式についての改善案を提示する 2-3 活動1-4に基づき、地方自治体における決算書類様式および決算書提出手続についての改善案を提示する 3-1 地方自治体におけるロイヤリティー申請書類様式を整備する 3-2 地方分権化ユニットにおけるロイヤリティー交付のための書類様式を整備する 3-3 地方自治体が使用するロイヤリティー決算書類様式を整備する 4-1 カウンターパートと共に活動3-1,2,3について検討・整理し、ロイヤリティー業務マニュアル案を作成する 4-2 カウンターパートによって実用試験が行なわれたロイヤリティー業務マニュアル案の修正を行なう
投入	
日本側投入	本邦専門家 短期1名×0.5ヶ月×2 コンサルタント1名×2.5ヶ月×1
相手国側投入	カウンターパートの配置
外部条件	必要な情報の提供(既存のデータ、ロイヤリティー業務に関する書類等) 地方分権化推進という政策に大きな変化が見られないこと。ヤシレタ・イタイブダム公団が従来どおり一定の収入を上げ、政府の税収源であり続けること。
実施体制	
(1)現地実施体制	専門家は、大蔵省ゴメス副大臣のもとに組織されている「地方分権化テクニカルユニット」を拠点として、同ユニットの9名および、財務担当課の5名の職員をカウンターパートとして活動する。なお地方分権化テクニカルユニットはロイヤリティー交付手続き等の技術的業務を担当し、財務担当課は、実際の金銭の交付業務を担当している。
(2)国内支援体制	財務省から短期専門家(0.5M/M)を派遣。
関連する援助活動	
(2)他ドナー等の援助活動	GTZ 「財政責任法」策定支援、地方自治体財政技術支援 世銀 地方自治体徴税体制に関する調査 IMF,IBD,世銀等による各種研修 USAID 地方自治体財政制度支援 本件は他ドナーの援助活動とは直接重複はしないが、地方レベルで地方自治体財政制度の改善支援を行なっている、又は行なおうとしているUSAID、GTZ、世銀のプロジェクトはロイヤリティー業務に関する地方自治体のキャパシティビルディングを含んでいることから、それらドナーとの情報交換は必須である。



技術協力プロジェクト

2014年09月13日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)品質生産性センター(CEPPROCAL)強化計画プロジェクト (英)Project of Strengthening of Paraguayan Quality and Productivity Center (CEPPROCAL)
対象国名	パラグアイ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	地場産業強化
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン首都圏アスンシオン市
署名日(実施合意)	2006年09月01日
協力期間	2007年01月07日 ~ 2010年02月28日
相手国機関名	(和)パラグアイ品質生産性センター
相手国機関名	(英)Centro Paraguayo de Productividad y Calidad
日本側協力機関名	社会経済生産性本部

プロジェクト概要

背景 パ国の中小企業(従業員数10~99人/約1300社/主たる業種は食品加工、化学・薬品、繊維縫製等)がGDPの14%、総労働人口の17.8%を占め、経済開発において重要な役割を担っている。しかしながら、1995年の南米南部共同市場(メルコスール)への加盟以降自由貿易に対応する競争力は極めて低いのが現状である。

かかる状況下、我が国が実施した経済開発調査(EDEP)の提言をも踏まえて、JICAはこれまでにセミナー・座学及びモデル企業に対するコンサルティング等を通じた中小企業の経営・生産指導者育成を目的とする「中小企業活性化のための指導者育成計画(パラグアイ工業連盟(UIP)をC/P機関とする)」を実施した(2005年3月終了)。当該プロジェクトにより延べ46研修コースを実施、約1,000人が受講し、12人が準指導員として育成された。またプロジェクト開始以前には接客・電話の応対等ビジネスマナーの基礎が中心であったUIP研修部の研修は、プロジェクト開始後2年間で全研修コースの内9割が本プロジェクトをベースとした生産性向上・経営改善に関する研修に変化する等、UIPのみならずパ国産業界に大きなインパクトをもたらした。

これを踏まえて、商工省・UIPは支援分野の拡充、かつプロジェクト成果を全パ産業界に制度的・組織的・継続的に引き継ぎ発展させていく機関として、中小企業へのコンサルティング活動と各種の研修・情報提供を柱とする「パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL)」の設立を決定した。しかしながら、国全体をカバーする品質生産性センターの運営経験・ノウハウに欠けることから経験・実績が豊富な我が国に対し、同センターの機能強化のための技術協力を要請越したものである。

上位目標 パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL)のサービス確立により、パ国の中小企業の国内外における競争力が向上する。

プロジェクト目標 生産性向上に関わる企業コンサルティング業務及び研修・情報提供を中核事業とするCEPPROCALが自立的・持続的に事業を継続する体制が確立する。

成果	1 CEPPROCALの実施能力が強化される。 2 CEPPROCALのコンサルティング・サービス能力が改善される。 3 CEPPROCALのコンサルティング・サービスが地方に展開される。
活動	1-1 C/Pと専門家が、CEPPROCALの基本要素（組織、予算、人員、民間セクターのニーズ等）を診断・分析する。 1-2 C/Pが短期・中期実施計画を確定し、個別活動を定義する。 1-3 専門家が組織強化の分野で、CEPPROCALの人員の能力向上を図る。 2-1 専門家が、コンサルタント育成のために「品質・生産性」と「マーケティング・販売」の両分野において研修を設定する。 2-2 専門家が、コンサルタント育成のために同上両分野において研修を、アスンシオンと中央地域で実施する。 2-3 専門家が、コンサルティングOJT指導のために、同上地域において、モデル企業を選定する。 2-4 専門家が、同上地域におけるモデル企業を対象とするコンサルティングOJT指導において、同上分野の研修をC/PとSemi-C/Pに対して実施する。 3-1 C/Pと専門家が、地方における同上分野において、モデル企業候補とコンサルティング・サービスに関するニーズを確認する。 3-2 専門家が、地方における同上分野に関して、コンサルタント候補を選定する。 3-3 専門家が、地方におけるコンサルタント育成のために、同上分野において研修を実施する。 3-4 C/Pと専門家が、地方における同上分野に関して、モデル企業を選定する。 3-5 専門家が、地方におけるモデル企業を対象とするコンサルティングOJT指導において、同上分野の研修をC/PとSemi-C/Pに対して実施する。 4-1 専門家がセミナーを実施する。 5-1 CEPPROCALがJCCを開催する。 5-2 CEPPROCALがJCC開催の中間時に、Steering Committee会合を開催する。
投入	
日本側投入	ア) 長期専門家 品質・生産性、販売・マーケティング、業務調整（各1人×3年間） イ) 短期専門家 企業情報システム、製造技術、企業診断、経営管理、地方企業経営、地方マーケティング、ビジネスプラン作成、生産性セミナー、価値工学、eコマース、生産計画等、年間4科目程度 ウ) 本邦研修 品質・生産性（5名×1ヶ月×年1回） エ) 供与機材 センターの教室用ホワイトボード、プロジェクター等 オ) 調査 運営指導調査、中間評価調査、終了時評価調査 カ) 機材 CEPPROCAL研修体制整備用機材（コピー機、ホワイトボード、プロジェクター等）
相手国側投入	ア) 専門家執務室、講義室、セミナー室、機材用倉庫等 イ) 人材（専門分野専門家毎にC/P1名配置、その他必要な人事配置） ウ) ローカルコスト負担
外部条件	・現政権の国家開発計画のひとつである、中小企業振興政策の維持。 ・商工省の基本4政策の一つである雇用促進のための中小零細企業振興政策が継続される。
実施体制	
(1)現地実施体制	・商工省は1963年に法律841号により設立された。主たる業務は国内商工業振興、国内製品の流通・消費の促進、自由貿易競争下での国際貿易の促進、消費者保護、知的所有権保護と多岐にわたる。 本省は商務部門（5局）、工業部門（4局）、総務部門（7部）。下部機関として地方支局（7箇所）、中小企業センター（CEPAE）、手工芸品振興センター（SPA）がある。 ・パラグアイ工業連盟（UIP）は、1936年に55の産業グループがエキスポ（産業見本市）を企画・実施したのを機に誕生した機関である。UIPは、会員を初めとし非会員に対し必要に応じたサービス（研修、セミナー、アドバイス等）を提供を実施し、企業の質、競争力、生産性を向上し国の経済開発に貢献することを目的とする。UIPは役員23名、正規職員数は20名で、その他に10～15名程度の外部講師・コンサルタントが在籍している。
(2)国内支援体制	適宜、社会経済生産性本部と情報共有を図る。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・「商工省政策アドバイザー」（2002年10月～2004年10月～） ・「中小企業活性化のための指導者育成計画」（2002年3月～2005年3月）*本プロジェクトのフェーズ1との位置付け
(2)他ドナー等の援助活動	・「企業間連携促進プログラム」（米州開発銀行＝IDB）（2002年～2003年） ・「コンサルティングサービス機能強化」（IDB）（2005年～2008年）
備考	N.A.



技術協力プロジェクト

2005年09月12日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名 (和) 陶器産業技術改善計画プロジェクト
(英) Project of Technical Improvement of Ceramic Industry

対象国名 パラグアイ

分野課題1 民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成

分野課題2

分野課題3

プログラム名 経済競争力推進プログラム

プロジェクトサイト アレグア

協力期間 2005年10月上旬 ~ 2006年10月上旬

相手国機関名 (和) 商工省

相手国機関名 (英) Ministerio de Industria y Comercio(MIC)

プロジェクト概要

背景 パ国各産業のGDPに占める割合は、農業部門が29%で首位を占め、工業部門は14%と低い。又、当国の総企業の90%が零細・中小企業（雇用者数99人以下、パラグアイ工業連盟の推計によるとパ国の零細・中小企業数は約6,900社）である。2003年8月に発足したN.D.フルートス政権は、零細・中小企業の振興を、雇用創出に結びつけたいとして、国家の商工業政策の4本の柱の一つとしている。パ国内のアレグア地方では、民芸品を中心とした陶器（900度焼成）の生産が行われており、陶器産業は、文化的、経済的な面で重要な役割を果たしている。しかし、製品の競争力の面では、パ国の陶器は質が低く、デザイン性にも欠けており、国内の市場では、アルゼンチン、ブラジル、中国等の国から輸入される、安価で良質な製品に占有されている。そこで、パ国政府では、陶器の高温焼成、生産技術の向上を図り、無鉛かつ釉薬を施した高品質の陶器食器の製造を促進することにより、伝統的陶器産業を活性化させようとしている。

上位目標 手作り陶器生産技術の改善・向上によるアレグア陶芸職人の所得向上が計られる

プロジェクト目標 市場のニーズに合致した陶器商品の生産が可能になる

- 成果
1. 高温登窯築窯の技術を習得する
 2. アレグアの陶芸職人が高温焼成技術を習得する
 3. 消費者嗜好を満たすアレグア産の高温陶器の販売量が増加する
 4. 材料購買ルートが開拓され、適正な生産コストが設定される
 5. アレグア手工芸組合の組織強化が図られる

- 活動
1. 登窯築窯の技術指導を行う
 - 2.1. 型作りの技術指導を行う
 - 2.2. 窯詰め技術指導を行う
 - 2.3. 高温焼成の技術指導を行う
 - 2.4. 釉薬の実験、使用方法の技術指導を行う
 - 2.5. 土および化粧度の実験方法の指導を行う

2.6.高温焼成技術確立後、デザインの技術指導を行う

3.1.市場調査を行う

3.2.試験販売を行う

4.1.材料購買ルート候補先を調査する

4.2.生産コストを調査する

5. アレグア手工芸組合のマネージメント能力向上のための指導を行う

投入

日本側投入

第三国専門家(ブラジル)

(「釉薬・土」約1MM、「登り窯築窯」約1MM、「化粧土」約1MM、「モニタリング」約1MM)

現地活動費:

- 第三国における研修(ブラジル)

(「高温焼成(1)」2名×2週間×2回、「デザイン」団体研修 約10名×2週間×2回、

「高温焼成(2)」2名×2週間×2回)

- ローカルNGOとの契約に伴う委託費、傭人費、工事費、資機材・消耗品購入費、資料等作成費等

相手国側投入

・カウンターパートの配置(商工省 中小企業支援センター、パラグアイ伝統手工芸院)

・第三国専門家派遣時の執務場所提供(NGO Alter Vida, アレグア手工芸組合)

・アレグア手工芸組合所有の土地ローカルコスト負担(アレグア手工芸組合組織強化にかかる法律・税務手続き費用、薪用植林にかかる土地使用料等)

外部条件

パラグアイ商工省の零細・中小企業支援政策に変更がない

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1. 国立技術標準院(INTN)建築資材部セラミック課にSV「窯業」派遣(1992.1.24～1995.1.23)

2. アスンシオン大学化学部セラミックス研究開発グループにSV「窯業原料開発」派遣(2001.10.22～2003.10.21)

3. 公共事業通信省鉱山エネルギー局にSV「鉱物資源探鉱・開発」派遣中(2003.10.20～2005.10.19)

(2)他ドナー等の

援助活動

1. アレグア手工芸組合に対し、NGO Alter Vidaを通じて、カナダ、米国国際開発庁(USAID)が協力

2. 中小企業育成に関しては、米州開発銀行(IDB)、国連開発計画(UNDP)、ドイツ開発公社(GTZ)、台湾などが各種協力を実施。



技術協力プロジェクト

2004年05月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 中小企業活性化のための指導者育成計画プロジェクト (英) Leader training for the small and medium-sized companies
対象国名	パラグアイ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	アスンシオン他
署名日(実施合意)	2002年03月18日
協力期間	2002年03月18日 ~ 2005年03月17日
相手国機関名	(和) 商工省、工業連盟
相手国機関名	(英) Ministry of Industry and commerce Paraguayan Industrial Union (Ministerio de Industria y Comercio, Union Industrial Paraguaya)
日本側協力機関名	社会生産性本部
プロジェクト概要	
背景	パラグアイ共和国は1989年の民主政権の発足以降、市場経済化を進めて95年には南米南部共同市場(メルコスール)に加盟、域内関税の撤廃等自由貿易化を促進してきた。しかしながら、競争力のある輸出品目は綿花、大豆等一部の農産物に限定されているため、域内のブラジル、アルゼンチンから安価な農産加工品の輸出圧力を受け、競争力のない農業部門の衰退だけでなくその他産業の衰退や雇用機会の縮小の危機に晒されていた。 こうした背景の下、パラグアイ政府は99年11月に国家計画を発表した。この中で現状の打開及び雇用の創出による社会の安定化に着目して、全企業の9割を占める中小企業支援政策の策定、零細企業の強化、生産組織への支援等を打ち出した。また工業発展の基盤である人的資源の充実、アグロインダストリー振興による農産加工、製品の高付加価値化の推進等を担う中小企業育成に必要な技術者・経営者の育成を緊急の課題としていた。 上記の経緯から、パラグアイ商工省は中小企業の経営者・管理者の能力向上を図るために、 1) 企業経営・生産管理技術コースの定期的実施及び企業経営・技術向上に関する助言と指導、 2) 中小企業に対する生産技術移転セミナーの開催(経営管理、適正技術管理、金融支援政策の活用)を中心とする専門家チーム派遣について日本政府に要請を行い、2002年3月より本案件が開始された。 本案件では、パラグアイの中小企業活性化に資する研修、セミナー、コンサルティング・サービスを工業連盟が提供できるよう、講師に対する指導の実施、テキストの作成、モデル企業診断実施等に係る技術移転を行った。
上位目標	パラグアイにおける中小企業が振興される
プロジェクト目標	商工省、工業連盟によって中小企業振興を目的とした研修、セミナー、コンサルティングが効果的に実施される。
成果	1) 工業連盟の研修実施運営システムが確立される。

- 2) 商工省・工業連盟の企画・実施に必要な能力が向上する。
- 3) 経営管理、生産管理に係るインストラクターの能力が向上する。
- 4) 経営管理、生産管理に係るセミナーが実施される。
- 5) 企業人に経営管理、生産管理に係る知識とスキルが習得される。
- 6) 工業連盟のコンサルティング活動を通じ、生産性向上に係るモデル企業が発展する。

活動

- 1-1 プロジェクト実施に適切な人員を配置する。
- 1-2 全体業務計画を策定する。
- 1-3 予算計画を策定する。
- 1-4 全体的マネージメントシステムを構築する。
- 2-1 研修、セミナー、コンサルティングのニーズを調査する。
- 2-2 研修計画を作成する。
- 2-3 研修カリキュラムを準備する。
- 2-4 研修教材を準備する。
- 2-5 インストラクターを選出する。
- 3-1 内部研修コースを実施する。
- 3-2 公開研修コースを広報する。
- 3-3 公開研修コースを実施する。
- 3-4 公開研修コースを評価し、次回のニーズにフィードバックする。
- 4-1 セミナーを広報する。
- 4-2 セミナーを実施する。
- 4-3 セミナーを評価し、次回のニーズにフィードバックする。
- 5-1 公開研修コース及び社内研修コースを広報する。
- 5-2 公開研修コースを実施する。
- 5-3 社内研修コースを実施する。
- 5-4 研修コースを評価し、次回のニーズにフィードバックする。
- 6-1 コンサルティングを実施するモデル企業を選定する。
- 6-2 事前診断を実施する。
- 6-3 提案とプレゼンテーションを実施する。
- 6-4 コンサルティングを実施する。
- 6-5 コンサルティング結果を評価する。



技術協力プロジェクト

2010年04月10日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名 (和) 容器検査・認定機能強化プロジェクト

対象国名 パラグアイ

分野課題1 民間セクター開発-産業技術

分野課題2

分野課題3

プログラム名 その他

署名日(実施合意) 2004年12月01日

協力期間 2004年12月06日 ~ 2007年12月05日

相手国機関名 (和) 国立技術標準院(INTN)

プロジェクト概要

背景 メルコスールは一部例外措置を残しつつも2006年を目途に域内の関税撤廃を進めており、パ国の従来型の外貨収入源に代わる輸出製品の創出・輸出促進が急務である。その中で品質管理・認証体制の確立は経済競争力強化のための制度インフラ基盤として極めて重要である。我が国が実施した経済開発調査(2000年12月終了)を踏まえて2001年3月に公布された経済社会戦略(PEES)においても国家の品質検査・認証体制の向上は最重要課題に位置づけられており、この方向はドゥアルテ政権下においても変更ないものと考えられる。容器包装材の品質検査に関しては、国内では「食品に接触するプラスチック容器に関するメルコスール基準/Resolucion MERCOSUR/ GMC28-93」が、政令17056号、15670号(1997年、2001年)により、国内で法制化されており適用が義務付けられている。しかしながらINTNの試験検査体制が不十分であるため同法が有効に機能していない。また、輸出面では、パ国独自の容器包装技術センターを持たないため、冷凍牛肉等の輸出業者は仕向け先で梱包材強度の試験を事前に受ける必要がある等輸出促進上大きな障害となっている。上記を踏まえ、INTNは国家の容器試験検査機関として最低限の機能を有すべく2003年4月に容器包装部を独立し(内部決裁 081/2003号)、メルコスール基準を研究するなど体制整備に着手した。しかしながらそのために必要な技術・ノウハウが不足しているため、今般我が国に協力を要請したものである。

上位目標 容器梱包分野においてINTNが提供するサービスが、国内外でパラグアイの産業・製品の信頼性及び競争力の向上に寄与する。

プロジェクト目標 容器包装の生産者及び使用者への試験検査サービス及び技術的支援を提供することを目的としたINTNの容器包装部の機能が強化される

成果 1.パラグアイで生産される容器包装材の衛生面の適正に係るメルコスール決議の特定技術が普及されるとともに人材が育成される。2.INTNが食品用梱包資材の認定に必要な試験を実施するための技術・能力を身に付ける。3.容器包装の生産業者及び使用者がメルコスール決議が施行されていることを認識する。4.容器包装部のスタッフが容器包装資材完成品及び梱包容器の品質管理試験、物理・メカニク試験のJIC実施に必要な技術的を習得する。5.パラグアイの容器梱包生産者及び使用者がINTNの提供する基礎的な技術支援及び試験検査サービスを利用する。

活動 成果1及び2: 1.食品に接触する容器梱包材の衛生面における適正に係る様々な課題についての理論的、実践的な指導がなされる(法的側面、ポジティブ・リスト、移動、クロマトグラフィックス技術、液状クロマトグラフィックス、原子吸収分光光度計、及び赤外分光光度計) 2.既存するインフラ及び機材が整備される。3.補足機器が供給される 成果3: 1.サービス利用者を対象とした技術セミナーが開催される(メルコスール決議) 成果4: 1.次の分野の指導がなされる: a)理論: 容器包装材の変化工程。食品用容器及び梱包技術 b)実務:

容器及び包装梱包材評価の物理・メカニク試験・検査 2.既存インフラ及び機材が整備される 3.主材及び補足機器が供給される 成果5: 1.包装梱包について理論的かつ事務的な指導がなされ、収縮厚紙ダンボール箱、パレット、パレット用荷 積み等が整備されるとともに、評価試験・検査が実施される。2.インフラが整備される。3.機材が供給される。成果6: 1.セミナーを通してプロジェクト活動が普及される。2.普及・広報が促進される(パンフレット、ホーム・ページの作成等)

投入

日本側投入

1.第三国専門家派遣 ●チーフアドバイザー(1.00MM×3回×750千円=2250千円) ●食品と接触する容器梱包材の衛生的適性に係る様々なテーマについて理論・実務的指導。(法的側面 0.50MM×1回=0.50MM、ポジティブ・リスト+移動:0.50MM×1回=0.50MM、クロマトグラフィック ス技術:0.50MM×3=1.50MM、液状クロマトグラフィックス:0.75MM×3=2.25MM、原子力吸収分 光光度計:0.50MM×2回=1.00MM、及び赤外線分光光度計:0.50MM×3回=1.5MM) 合計:7.25MM ×7 50千円=5437.5千円 ●次の分野の指導:a)理論:ブラシティック材の変化工程 0.5MM×1=0.5MM。食品用容器及び梱包 技術 0.25MM×2=0.5MM。b)実務:資材、包 装・梱包評価の物理・メカニク試験0.5MM×5回=2.5 MM。合計:3.5MM ×750千円=2625千円 2.第三国研修 衛生的適性(2名×0.75MM=1.5MM)クロマトグラフィックス分析(2名×0.75MM×3回=4.50MM) 原子力吸収分光光度計による分析(2名×0.50MM=1.00MM)液状クロマトグラフィックス(2名×0.75 MM×3回=4.5MM)、赤外分光光度計(2名×0.50MM×3回=3.00MM)、物理メカニク

相手国側投入

1.ジェネラル・コーディネータの任命(Lic.Mario Leiva,Dr.Lisandro Velasques) 2.カウンターパートの任命:衛生的適性(2名)、ガスクロマトグラフィックス分析(2名)、原子力吸収分 光光度計による分析(2名)及び液状クロマトグラフィックス(2名)及び赤外分光光度計(2名)、物理 機械試験(3名) 3.プロジェクト事務所(容器包装部会議室)の確保 4.事務員の配置(秘書、運転手、その他) 5.基本サービス(電気、水道、通信、機材の円滑な機能のための投入及び維持管理に係る経費、用紙、カ ウンターパート宿泊・出張旅費等)の負担

外部条件

本プロジェクトの技術者が継続して業務に従事する メルコスール域内及びパラグアイにおける容器包装の標準化・統一化の政策潮流に変更がない

実施体制

(1)現地実施体制

国立技術標準院(INTN)が総括・調整(法律・規制)業務を担う。

(2)国内支援体制

経済開発部の支援

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

・食品微生物分野支援で亜国日系第三国専門家(Dra. Silvia Miyazaki)の派遣2003年3月)・INTNに対しては以下の協力を実施中「食品安全衛生・栄養ラボ強化計画(技術協力プロジェクト)」、「メルコスール域内産品流通のための包装技術向上計画調査(開発調査)」



技術協力プロジェクト

2009年10月23日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)マキラ促進支援プロジェクト
対象国名	パラグアイ
分野課題1	民間セクター開発・貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
プログラム名	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン市
署名日(実施合意)	2004年09月01日
協力期間	2004年09月24日 ~ 2007年09月23日
相手国機関名	(和)商工省国家輸出マキラ産業委員会

プロジェクト概要

背景

2000年に輸出マキラ産業法(法令第1064/97)が制定され、8件のマキラ・プログラムが承認され、2001年から施行された。同法令は従来の製品の輸出(大豆及び綿花)、イタイプ及びジャスレタ水力資源(電力)の販売、三角流通により近隣諸国間の関税差異を緩和し、従来の外貨取得方法を補足または、それを代替するマキラ機能の推進を目的としている。31の企業に対してマキラ・プログラムが承認され、約1300人に相当する雇用が創出された(平均すると一企業に対し41人、最新のセンサスによるとPYMES中小企業の97%に相当する)。マキラ・プログラムによって産出された付加価値は、2001年で12.36百万ドル、2002年1月から2002年7月までの実績は12.72百万ドルであると推計される。これらの数値は直接及び間接的に雇用先及び国家収入の増大に対して大きな影響を及ぼしている。また低迷状態にある経済への影響も大きく、例えばマキラ・プログラムを通じた経済効果は、当国の主要産品である大豆及び綿生産の25%(金額ベース)に相当する。収益に占める各産品の割合は以下のとおりである。木材が29%、食品が16%、繊維が14%、グラフィックが12%、その他が4%(化学・薬品、スポーツ・シューズ、革製品、その他)である。これら産品の輸出はアルゼンチン向けが33%、米国向けが27%、ブラジル向けが24%、その他ウルグアイ、チリ、ペルー向けが16%となっている。制度の主な概要は以下の通りである。A) 原料、機材、資材について一時的に非課税措置とし国内への物資の搬入を可能にするB) マキラ業者は所得税やそれに係る課税及び租税を免除され、国内付加価値税として1%を支払う。しかし、企業側の運営に係る様々な申請、認可及び登録手続が官僚政治による弊害により複雑であり、手続きに際しては、7~17機関に亘り30~120種類の手続きが必要である。また一方で、行政への信頼性が低いことが当国への外国投資を誘致するにあたっての障害となっており、結果としてマキラ業界の発展を阻害している。マキラ制度は発展段階にあり、利用者(マキラ業者)に個別に対応し、制度が効果的に機能するために必要な規定及びメカニズム開発への民間部門の積極的な参画といった総論と区別できる。

上位目標 マキラ制度の発展、輸出品目及び方法を多様化するための機動的な輸出体制を構築することによって、雇用の増大、非公式労働者の削減及び競争力の増大に寄与する。

プロジェクト目標 マキラ制度は、迅速且つ透明な活動に基づき、利用者が容易に利用可能で国際貿易の要求に合致しており、多くの企業が同制度へ参加し、同時に以後の計画の拡大につながる。

成果 ①ビジネス環境が改善されマキラ制度の利点が生産者に普及される。②情報制度のデザイン導入がされる。③マキラ制度における活動の遅延が短縮される。④情報制度の導入により手続きや運営管理の透明性が増大すると共に機動性が高められる。⑤マキラの法的枠組みが推進されると共に制度の簡素化に向けた国(CNIME)の役割が詳細に確定される。⑥カウンターパートが設計及び提案したマキラ法を強化するための適切な法的枠組みが構築されると

共に、マキラ制度の運営面、法制度面、戦略面において人材が育成される。

活動	①マキラ制度のビジネス環境の向上及び国内外からの投資を引き付けるものとする。マキラ制度を推進するための講習会及びワークショップを開催する。②下記③にも留意しつつ、総合的デジタル・システムを構築する(ハードウェア、ソフトウェア、操作マニュアル、普及、管理者及び使用者への指導)。③制度の手続き期間の短縮に向けた導入可能な代替案の分析。④制度の手続き期間の短縮に向けた導入可能な代替案の分析。⑤官民分野を含んだ、マキラ制度の透明性及び信頼性を高めるためのモニタリング及び管理方法の策定。⑥マキラ制度の運営管理者及び使用者向けの研修、ワークショップ及び実習の開催。⑦法的枠組みの近代化及び簡易化。⑧法制度分野についてCNIME行政部職員の育成及び訓練。
投入	
日本側投入	専門家:36MM①戦略:1名x1Mx6回=6MM②運営管理:3名x1Mx8回=24MM③司法:1名x1Mx6回=6M ローカル・コンサルタント=1名x1回x6MM。合計6ヶ月。テーマ:パラグアイ産業分野のマキラ潜在力の地図作成育成 =9テーマ(31講習)31ヶ月 講習主題・根拠規定及び通関手続き方法について。・外部投資に係る基本的要素について。・投資促進制度との補完(マキラ、自由貿易地区、その他)・当該制度に係る公共部門を対象とした喚起を目的とするセミナーの開催。・マキラ制度における通関手続きについて。・情報システム担当者向けのトレーニングの実施。・近隣諸国での税関運営分野の実習(CNIME及び税関総局の職員4名を対象とし、税関用語・目録についての研修、税関法及び通関手続きに係る実習)。・対外多国間貿易及び地域法制度、他国におけるマキラ運営法制度について。・当該制度に係る契約の定型化。機材調達:(サーバー、コンピュータ、ソフトウェア、光ファイバー・コネクション、スキャナー、コピー機、マキラ用ソフトウェアの開発、その他)。総額:72,972千円
相手国側投入	カウンターパート=14名 技術アドバイザー、ビジネス分野アドバイザー、法律アドバイザー、情報制度管理者、調整員、作業員(4)、CUT担当者、税関職員(2)、INTN技術者、SEAM技術者。総務部人員数=3名 秘書2名及び運転手1名 パラグアイ国側の関係機関は年度予算にプロジェクト実施に向けて必要な予算措置を行う。
外部条件	マキラ制度推進政策に変更がない。

実施体制

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1)現地実施体制 | CNIMEが、総括・調整(法律・規制)業務を担う。 |
| (2)国内支援体制 | 経済開発部による支援。 |

関連する援助活動

- | | |
|---------------|---|
| (1)我が国の援助活動 | 特になし。 |
| (2)他ドナー等の援助活動 | 当該活動体制に係る法制度の向上に向けた援助活動を調整するためにUSAID、JICA及びCNIME間での協議を実施している。 |



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)南東部小農強化計画プロジェクト (英)Proyecto de fortalecimiento de pequenos productores de la zona sureste del Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
プロジェクトサイト	イタプア県及びアルトパラナ県
署名日(実施合意)	2006年11月09日
協力期間	2007年01月17日 ~ 2010年01月16日
相手国機関名	(和)国立組合院 (INCOOP)
相手国機関名	(英)Instituto Nacional de Cooperativismo (INCOOP)

プロジェクト概要

背景 パラグアイ国(以下、「パ」国)は農業国であり、当国の農村人口は約220万人に上り、これは全人口約520万人の約43%に相当する(2002年国勢調査)。農業に携わる農家の内84%は20ha以下の小規模農家(以下「小農」)であり、その数の大きさは、当国の社会経済の構造を不安定なものにしている。

現在、小農を取り巻く問題として、伝統産品以外の収益性の高い作物の導入(多様化)が促進されないことによる「低い生産性」、連作や不適切な施肥・農薬投与等に起因する土壌の劣化、営農資金のための融資制度や営農技術の普及制度等の「支援システムの未整備」等が挙げられる。これらの原因により、大規模農家と小規模農家との所得格差が拡大(前者は1人当たり12,000ドルに対し後者は360ドル)する傾向にあり、小農の生産性向上と自立化に向けた抜本的な対策が急務となっている。

こうした中、「パ」国政府は、国の南東部地域をモデル地域とし、国立組合院(INCOOP)をカウンターパート(C/P)機関とした小農の組織化促進、組織強化のための技術協力を我が国に要請してきた。

本件では、当国の代表的な輸出品である大豆の生産面積の約70%を占め、かつ小農が数多く分布し、さらに農作物栽培に適した環境(肥沃な土地、適度の年間降雨量)を有する南東部地域(イタプア県、アルトパラナ県)を対象地域としている。

「パ」国では、地域の大規模農協・農家が、隣接する多くの小規模農家との共存・共栄を図っていくことが安定した社会を構築する上で必要であるとの認識が強まっており、かつ治安対策上も必要であるとのコンセンサスが得られるようになってきている。こうした背景から、大規模農協・農家は、小農に対する支援活動により積極的に取り組むことが期待されつつあり、一部の大規模農協では地域の小農支援に実際に取り組み始めている。本件はその流れを発展させ、より大規模に、かつ組織的に取り組もうとするものである。

上位目標 小規模農協組合員の生活が向上する。

プロジェクト目標 小規模農協組合員の収益が向上する。

成果	1. 大農協と小農協の協力関係が拡大する。 2. 組合員の執行部に対する信頼感が高まる。 3. 組合の資金力が強化される。 4. 資材の共同購入が実施される。 5. 組合の物取扱量が増える(農産物)。 6. 組合の販路が拡大する(農産物)。
活動	1-1. 大農協と小農協との間で農協運営に関する役職員、組合員を対象としたワークショップを開く。 1-2. 大農協が小農協に対し農協運営についてのOJTを提供する。 2-1. 協働組合理念について一般組合員に指導する。 2-2. 協働組合理念について組合事務職員に指導する。 2-3. 協働組合理念について役員に指導する。 3-1. 組合新規加入者を増やすための広報活動を行う。 3-2. 休眠組合員に対し出資金支払に関する指導をする。 3-3. 組合の課金制度を整備する。 4-1. 共同購入のニーズを調査する。 4-2. 共同購入の有利性を組合員に啓蒙する。 4-3. 共同購入の計画をたてる。 5-1. 現状の生産状況を調査する。 5-2. 営農振興計画を策定する。 5-3. 主要な作物の生産技術を組合員に指導する 5-4. 組合員に対する融資制度を整備する 6-1. 大農協との販売提携に関する支援を行う。 6-2. 組合のマーケティング能力向上のための研修をする。 6-3. 農産物加工の可能性を調査する。
投入	
日本側投入	(1) 本邦専門家の派遣12MM × 3年 = 約39,168千円 (2) 第三国専門家の派遣1MM × 3年 × 3人 = 約8,739千円 (3) 機材供与(車両4WD 450万円、農協管理システム強化情報処理機器440万円) = 8,900千円 (4) 現地活動費(専門家巡回指導、国内研修、隣接国研修、研修教材作成費、アシスタント等備上等) = 17,487千円 (5) 調査団関係: 8028千円 (6) その他: 2,130千円 (7) 合計: 約84,452千円
相手国側投入	(1) カウンターパートの配置 ・プロジェクトダイレクター1名 (INCOOP) ・業務調整1名 (INCOOP) ・技術員3名: 組織強化、営農指導、販売流通 (FECOPROD) (2) 専門家執務室の提供 (3) カウンターパート出張旅費と巡回指導用車両運転手の提供 (4) ローカルコスト負担
外部条件	・研修を受けた役員が任期途中で交代しない。 ・研修を受けた職員が勤務を続ける。 ・物価・為替が安定している。 ・天候が安定している。 ・大農協の協力姿勢が変わらない。
実施体制	
(1) 現地実施体制	・INCOOP(独立行政/国立組合理)職員数141名、年間予算(2006年度承認額)82万ドル(約97百万円)組合関連業務全般に係る行政との調整、組合振興と強化に係る計画の立案とプロジェクト作成等を実施。 ・FECOPROD(生産組合連盟)29の農協により構成され営農指導、小規模農協支援等を実施。 ・協力農協: 1)コロニアス・ウニダス農協 2)イグアス農協 3)ラバス農協 4)日系農協中央会
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	個別派遣専門家による援助活動・農協強化 1999.9～2001.8 山内偉生専門家 INCOOP(国立組合理)・農協強化 2001.10～2003.10 菅原市男専門家 INCOOP(国立組合理)・アグリビジネス2002.1～2004.1 太田稯専門家 INCOOP(国立組合理)・農業普及企画2002.3～2004.3 間瀬朝夫専門家 DEAG(農牧省農業普及局)、農牧政策アドバイザー2003.7～2006.7 泉原明専門家
(2) 他ドナー等の援助活動	世銀借款、土地利用合理化・貧困削減計画・JBIC借款、20Hs以下小農1万人に家族経営農家支援融資・世銀借款、南東部地方50地域8千家族の家族農業従事者を対象に「自然資源開発管理プロジェクト」。



技術協力プロジェクト

2012年09月27日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)ダイズシストセンチュウ及び大豆さび病抵抗性品種の育成プロジェクト (英)Identification of soybean germoplasm with resistance to the soybean cyst nematode:FENIX
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	地場産業強化
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	イタプア県カピタンミランダ市(首都から380km)
署名日(実施合意)	2006年02月07日
協力期間	2006年02月15日 ~ 2008年02月14日
相手国機関名	(和)農牧省農業研究局 地域農業研究センター(CRIA)
相手国機関名	(英)Centro Regional de Investigacion Agricola (CRIA), Ministerio de Agricultura y Ganaderia (MAG)
プロジェクト概要	
背景	大豆はパラグアイの国家経済を支える最も重要な作物で(大豆輸出は総輸出額の50%:パラグアイ中央銀行)、多くの人々が大豆関連産業に依存している。しかしながら、2001年に南米大陸で大豆さび病(病原性の強いアジア型)が発見され、2003年1月にシスト線虫の発生がパラグアイ国内にて確認され、被害拡大が危惧されている。現在、パ国農牧省はこれらの病害虫対策を最優先課題とし、シスト線虫のモニタリング調査を農牧省植物防疫局が中心になり実施している。農牧省地域農業研究センター(CRIA)は、当国における唯一の(国立)大豆研究機関で「国家大豆研究プログラム」に位置づけられ、重要な役割を担っている。大豆生産者及び生産者団体(農協)はCRIAに対して、病害虫の抵抗性品種を開発することを強く期待しているものの、CRIAの研究者にとって、これら病害虫に対する知見は極めて乏しい。かかる状況の中、終了済案件である旧プロジェクト技術協力「大豆生産技術計画」を再活性化し、シスト線虫及び大豆さび病抵抗性品種の選抜・育種への協力を求め、我が国政府に本案件が要請された。
上位目標	地域農業研究センター(CRIA)において、病害虫抵抗性品種が開発される
プロジェクト目標	地域農業研究センター(CRIA)における病害虫抵抗性品種の開発に係る研究能力が強化される
成果	1. ダイズシストセンチュウ抵抗性品種を開発するための能力が強化される 2. ダイズさび病抵抗性品種を開発するための基礎能力が強化される
活動	【ダイズシストセンチュウ抵抗性品種開発の能力強化】 1-1.抵抗性品種の比較試験を行う。 1-2.育成系統の抵抗性検定と選抜を行う。 1-3.抵抗性品種の開発を行う。 1-4.結果を報告書にまとめ、公表する。【ダイズさび病抵抗性品種開発の基礎能力強化】 2-1.抵抗性遺伝資源を導入し、評価する。 2-2.抵抗性素材を選定する。 2-3.結果を報告書にまとめ、公表

投入	する。
日本側投入	1. 専門家派遣 長期専門家「大豆育種」分野 2. 研修員受入 第三国研修「ダイズシストセンチュウ抵抗性選抜・育種技術」等の分野を想定 3. プロジェクト運営経費(一部負担)＊ブラジル等の研究機関での技術交換出張を含む
相手国側投入	1. 派遣専門家および携行機材に対する特権免除の付与 2. C/Pの配置 CRIA研究員等 3. 研究施設、研究室、執務室 4. 外部検定圃場 5. プロジェクト運営経費
外部条件	・パラグアイにおける農業政策に大きな変更がない・パラグアイ農牧省の優先課題のひとつに、「病害虫対策」が盛り込まれる・パラグアイ農牧省がCRIAを大豆研究機関として維持発展させるという基本政策に変更がない・CRIAの資産(過去の協力で技術移転された人材、試験研究機材)が活用できる・パラグアイ国内の大豆に関する試験研究を実施している他機関の協力が得られる 前提条件 パラグアイ国内に抵抗性品種開発のニーズがある
実施体制	
(1)現地実施体制	CRIAは農牧省(MAG)研究局(DIA)に所属する、畑作研究を中心とする農業研究機関である。場長以下、3名の国家研究プログラム調整官(大豆、小麦、トウモロコシ等)、11の研究室(大豆、小麦、トウモロコシ、栽培、土壌、病理、害虫、雑草、種子生産、遺伝資源、気象)、総務管理部門で構成される。農業研究技術者20名、補助研究技術者20名、総務部門20名からなる。プロジェクト担当部門 大豆育種研究室(農業研究技術者3名、うち1名は日本留学中、補助研究員3名) 大豆の品種改良、導入品種の特性評価を主に活動している。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1)パラグアイ農業総合試験場(CETAPAR)における病理専門家の派遣(終了済み)。2)国際農林水産業研究センター(JIRCAS)による大豆病理研究員の派遣等 JIRCASは線虫対策として国立農業研究所(IAN)に短期派遣研究員(病理・シスト線虫専門)を派遣し、発生形態、生態、対策法等の研究を実施している。一方、CRIAでは品種育成分野における、抵抗性品種の育成を実施することから、重複はない。CETAPARの病理研究技師及び国際農林水産業研究センター(JIRCAS)からバ国立農業研究センター(IAN)に派遣されている病理・シスト線虫専門家と、適宜情報交換等を実施することで、より相乗効果が期待できる。



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)農業総合試験場プロジェクト (英)Project of the Technological Center on Agriculture in the Republic of Paraguay (CETAPAR)
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
プロジェクトサイト	アルト・パラナ県イグアス市(アスンシオン市から東に約280Km、車で約4時間、所有面積171ha.)
署名日(実施合意)	2005年03月30日
協力期間	2005年04月01日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)農牧省
日本側協力機関名	農林水産省

プロジェクト概要

背景	パラグアイ農業総合試験場(以下『試験場』という)は、戦後開設されたJICA直営3移住地(ラ・パス、ピラボ、イグアス)において日系移住者の営農技術を支援する目的で設けられた指導農場が統合・再編を経て、1985年イグアス移住地にパラグアイ農業総合試験場として改組されたJICA直営の試験場である。 パ国は典型的な農業国で、GDPの28%、輸出の61%はダイズをはじめとする農畜産物で占められ、主要農産物であるダイズ、コムギは主に東部地域で生産、その地域において日系農家は輸出作物としてのダイズ栽培を同国で初めて導入する等、パ国の農業生産の先導的な役割を果たしてきた。 日系移住地における農家の営農状況を見ると、機械化作業を含む多くの農作業を、移住地の居住者の大多数を占めるパ国人に依存しており、パラグアイ人との共存なくしては移住地の営農は成り立たなくなっている。 本試験場は、当初、支援の対象を日系人としていたが、1980年代後半からは、直接あるいは間接的に地域のパラグアイ人農家も対象とし、試験研究分野においても、農牧省の研究所を補完し、パ国の農業試験研究の中で大きな役割を果たしてきた。 1999年11月の機関決定により日系移住者を含むパ国の農業発展に資する試験場として、技術協力のプロジェクトとして運営されることとなった。また、2001年2月にパ国側関係機関との協議の結果、当該地域における持続的な農業の展開と地域の活性化を図るためには、本試験場を日系農協中央会に移管することが適当と判断された。 これらの結果を受け、JICAは2010年の日系農協中央会への移管を円滑に実施するため、2001年度から2009年度までで、試験場移管後の事業展開のための人材育成と組織体制整備を目標とした技術協力プロジェクトを実施することとし、「パラグアイ農業総合試験場プロジェクト」として2001年度から2004年度までの間、第1フェーズの協力が実施された。 2005年度から2009年度までは、第2フェーズの協力として、移管後の組織が試験場として自立的に事業を展開できるようにするための体制整備を行うことを目標として実施されている。
----	--

上位目標	パラグアイ東部地域において持続的な農業技術が普及される
------	-----------------------------

プロジェクト目標 パラグアイ農業総合試験場がパラグアイ国東部地域における農業振興の拠点として基盤整備される

成果 1. 地域に適した持続可能な畑作技術が開発・実証される
2. 安定的な農業生産のための農家支援サービスが行われる
3. 試験場が検査、分析が行える公的認証機関として登録される
4. 移管後運営のための業務実施体制が整えられる

活動 1-1 大豆新品種の育成・導入選定を行う
1-2 大豆・小麦について地域適応性試験を実施する
1-3 不耕起栽培における大豆・緑肥作物の輪作体系を開発するための試験を実施する
1-4 大豆・小麦に対する効率的な防除技術を開発するための調査・試験を実施する
1-5 テラロッシャ土地帯における農牧輪換システムを確立するための試験を実施する
1-6 土壌診断を基にした土壌管理技術を実証する

2-1 現場のニーズに対応するための試験場の体制づくりを行う
2-2 地域課題に対する指導を行う
2-3 地域からの要請に応じた小農に対する支援活動を実施する

3-1 公的認証制度を調査する
3-2 公的認証実施に必要な体制を整える
3-3 認証を取得する

4-1 種子生産体制を整備する
4-2 分析業務の実施体制を整備する
4-3 認証業務を実施する(種子検査、品種検定)
4-4 苗木生産業務を実施する

投入

日本側投入

1. 専門家派遣
長期専門家: 場長／チーフアドバイザー、次長／業務調整
短期専門家: 必要に応じ
2. 研修員受入: 本邦および第三国
3. 機材供与:
4. 土地(既設置済): 本場 115 ha、分場 56 ha
5. 施設(既設置済): 本館、車庫、研究棟、温室、種子用サイロ、宿舍、他
6. プロジェクト要員の配置
7. プロジェクト運営の経費

相手国側投入

1. 派遣専門家及び携行機材に対する特権免除の付与
2. C/Pの配置: 日系農協役員

外部条件

①前提条件 日系農協中央会のパラグアイ農業総合試験場の移管引受けが変更されない ②成果達成のための外部条件 日系農家の営農形態が大きく変わらない 異常気象が発生しない 病虫害が異常発生しない 農牧輪換システムに使用される肥育素牛(交雑牛)が安定して供給される 認定制度に大きな変更がない ③プロジェクト目標達成のための外部条件 パラグアイ国側の関係諸機関の支援が得られる ④上位目標達成のための外部条件 パラグアイ東部地域の営農形態が大きく変わらない

実施体制

- (1)現地実施体制 合同調整委員会(農牧省、パラグアイ日系農協中央会、企画庁、アスンシオン大学、JICA/パラグアイ事務所)
- (2)国内支援体制 南米農業試験場(パラグアイ農業総合試験場、ボリビア農牧技術センター)国内委員会

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 JICA技術協力「パラグアイ小農野菜生産技術改善計画(1997年～2002年)」
JICA技術協力「パラグアイ大豆生産技術研究計画(1997年～2002年)」
JICA技術協力「パラグアイ農業総合試験場フェーズI(2001年～2005年)」
JICA技術協力「シストセンチュウ及び大豆さび病抵抗性品種の育成(2005～2008年)」
JICA技術協力「パラグアイ南東部小農強化計画(2007年～2010年)」
国際農林水産業研究センター(JIRCAS)「南米における大豆の持続的な生産技術の開発」との連携(98年2月から10年間)



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)養蜂業の多様化支援(プロポリス、花粉等の生産普及・品質向上)プロジェクト (英)Diversification of Beekeeping (Extension and upgrade of Propolice, Polen) :FENIX
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
署名日(実施合意)	2005年04月01日
協力期間	2005年04月01日 ~ 2007年03月31日

プロジェクト概要

背景 パ国の養蜂分野におけるJICA技術協力は1968年の養蜂調査ミッションの派遣から開始され、1970年から1990年の20年にかけて長期専門家の派遣は延べ6人に及ぶ。主な協力内容は①優良女王蜂の導入と品種改良、②ローヤルゼリー搾乳・生産技術指導、③蜂具製作指導と規格統一、④養蜂法の細則案策定指導、⑤農牧省養蜂部研究室強化である。養蜂専門家が派遣された1970年当初の養蜂農家の数は統計では約50家族4,000箱の巣箱を小規模農家が中心となり養蜂業を営んでいたが、1980年にはその数は555家族10,250箱に増加、更に1990年は2,200家族26,100箱、1999年は6,500家族40,250箱、2003年の統計では7,000家族45,000箱を上回るまで発展し統計で示すとおり70年代から同分野に協力したJICA技術協力の成果を如実に物語っている。しかしながら、近年メルコスル域内で設定された衛生・品質検査統一規格に対応する農牧省養蜂部研究ラボの職員には同品質検査基準を指導できる技術に至っていないこと。また、養蜂家の殆どは小農で蜂蜜の生産のみに終始しているため、付加価値を上げる養蜂業の多様化(プロポリス、花粉等)生産技術が未熟なため、生活の改善にまで至っていないことから、農牧省は地方養蜂コミTEE、農協養蜂生産部の強化を視野に入れた新たな技術協力を我が国に要請した。JICAは同調査結果を踏まえ、在外主導型案件の技術協力プロジェクト「養蜂業多様化支援計画」として2年間の協力を実施することとなった。

上位目標 良質なプロポリス・花粉等の生産技術が定着し、小規模養蜂農家の生活が改善される。

プロジェクト目標 ・養蜂生産物(蜂蜜、プロポリス、花粉等)の品質管理体制が確立される。・養蜂農家に養蜂多様化技術と知識が移転される。

成果 ・研修・指導により適正な生産技術が養蜂農家に導入される。・花粉・プロポリス等収穫用の簡易集配所が整備される。・農牧省の養蜂研究ラボが強化される。

活動 ・対象地域及び養蜂生産者の選定・モデル養蜂農家の巣箱改善指導・農牧省養蜂指導員への訓練・養蜂コミTEEへの多様化技術指導・養蜂マニュアルの作成・農牧省養蜂部研究ラボの機材整備・簡易集配所の運営指導・養蜂生産物に関する農牧省養蜂研究所の品質検査能力の向上

投入

日本側投入 ・(プロポリス・花粉等増産指導)1名×0.5ヶ月×12回×2年×750千円= 9000千円・
(衛生・品質管理)1名×1ヶ月×2回×2年×750千円= 3000千円・カウンターパート・生産者の国内研修15名×0.5月×1回×2年×200千円= 3000千円・専門家現地活動費(試薬、現地巡回指導等)1000千円×2年= 2000千円・必要機材の調達、クリーンベンチ、クロマトグラフィー 1000千円 1000千円・施設等整備(地方モデル集配所

	建築資機材等1200千円×5ヶ所)= ザー、除湿機他)300千円×5ヶ所=	6000千円・同上集配所用資機材(遠心分離機、フー 合計額	25500千
相手国側投入	・カウンターパートの配置・執務室の提供・車両の提供		
外部条件	・小規模養蜂農家支援政策に対する方針が大きく変更しないこと。		

実施体制

- | | |
|-----------|--|
| (1)現地実施体制 | 農牧省養蜂部はアスンシオン大学農学部のカンパスの敷地内に位置し、大学の研究所も兼ねている。職員は農業技師4名、化学者1名、食品管理技師1名、獣医師1名及び事務、経理関係職員5名で構成されている。他方、各地方に散在する農牧省普及局地方支所の普及員と地方の養蜂生産者グループが組織化し、生産技術向上の実施機関となる。 |
| (2)国内支援体制 | 農村開発部 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|---|
| (1)我が国の
援助活動 | 養蜂現地調査団派遣1968年11月～1968年12月。養蜂長期専門家通算6名の派遣
1970年～1990年。青年海外協力隊員(養蜂)(1978年5月～1981年5月) 同 上
(養蜂)(2003年4月～2005年4月) |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | 米州開発銀行(IDB)が養蜂協会を通じ860千ドル、15年償却、利子3%で小規模養蜂業者(約260人)を対象にマイクロクレジットを行っている。 |



技術協力プロジェクト

2004年07月01日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)パラグアイ酪農を通じた中小規模農家経営改善計画 (英)Improvement of small and medium scale dairy farm management project in the Republic of Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	メインサイト: 農牧省畜産研究生産局(サンロレンソン市)
署名日(実施合意)	2002年04月17日
協力期間	2002年11月11日 ~ 2004年11月10日
相手国機関名	(和)農牧省畜産研究生産局
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture and Livestock, Bureau of Animal Research and Production
日本側協力機関名	農林水産省生産局

プロジェクト概要

背景

パラグアイにおける牛乳の需要は、一人あたり消費量の伸び、及び近年の人口増加に伴い拡大している。一方、牛乳生産量はこれに十分対応できておらず、一部輸入に頼っている状況である。また、パラグアイの総酪農家数の7割が飼養頭数20頭以下の中小規模農家で占められているが、それらの生産性は低く、1頭当り年間乳量は約2,400kgで、隣国アルゼンチンの2/3(日本の1/3)である。

同国の酪農は、乳牛の人工授精技術に係る活動はなされているものの、飼養管理技術の指導は十分に行われておらず、特に中小規模酪農家の技術レベルは依然低い状況にある。

係る背景の技術課題を改善することを目指し、パラグアイ政府は、1998年に日本国政府に対し、酪農生産技術の改善を通して中小規模農家の経営強化を目的としたプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

一方、本要請に基づくこれまでの調査を通して、様々な技術課題に対応する協力計画を検討してきたが、技術の普及体制や関連機関の役割分担等のパラグアイ側の中小規模農家向け酪農支援体制に改善の余地のあることが明らかとなった。このような状況下で、当初計画のような技術改善に係る活動を展開しても、最終受益者である中小規模農家に対して協力の効果発現が充分見込めないと考えられた。

このため、本計画では先方関係者との協議を踏まえ、事業実施の根拠となる戦略や制度の確立と、必要な体制整備への取り組みを中心活動とすることとした。

上位目標	中小規模農家に適した酪農経営モデルが構築される
プロジェクト目標	酪農を通じた中小規模農家の経営改善に必要な支援制度が明確になり、それに応じて関連機関の役割と機能が改善される
成果	1) 中小規模農家、農協、生産者組合、市場、DIPAの活動、農牧省の酪農分野における施策の実態が調査される 2) 中小規模農家の経営改善支援策が明確になる 3) 中小規模農家の経営改善を支援するために、関連機関の役割と機能が明確になる
活動	1. 中小規模農家を取りまく状況の実態を調査する 1-1 酪農事情の背景の調査

- 1-2 農牧省と関係機関が実施する酪農経営改善のための施策確認
- 1-3 実施機関(DIPA)の活動分析
- 1-4 中小規模農家の経営実態調査
- 1-5 農協及び生産者組合の活動状況調査
- 1-6 農家の生乳販売先及び流通事情の確認
- 1-7 牛乳工場の活動状況及びニーズ確認

- 2. 経営改善支援策を明確にする
 - 2-1 実態調査の結果の詳細分析
 - 2-2 生産目標の明確化
 - 2-3 農家経営指標の明確化
 - 2-4 農家組織化促進支援制度の検討
 - 2-5 普及システム改善のための戦略策定
 - 2-6 原料乳の取扱と流通システムの改善のための戦略策定
 - 2-7 中小規模農家向け融資制度の改善のための戦略策定

- 3. 関係機関の役割と機能を明確になる
 - 3-1 連携が必要なすべての関連機関との協定案の作成

投入

- 日本側投入 長期専門家(チーフアドバイザー／酪農技術、酪農経営、業務調整:3名)
短期専門家(乳牛管理、評価・モニタリング、乳質管理)
研修員受入(年間2名程度)
機材供与(車両、コンピューター、コピー機)
- 相手国側投入 カウンターパートの配置(運営スタッフ)
プロジェクト用地(建物、備品)
機材
運営予算の措置
- 外部条件
 - ・パラグアイ国の中小規模農家支援の基本政策が変化しない
 - ・パラグアイ政府が立案した戦略、制度、助言に基づき、施策を実施する
 - ・カウンターパートが異動しない

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制 国内委員会((社)畜産技術協会に委託)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - 1.家畜繁殖改善計画(アスンシオン大学):1982年12月～1989年12月、A/C:1993年4月～1995年4月
 - 2.「畜産開発計画」専門家:1991年1月～1994年1月
 - 3.「酪農生産技術の改善」専門家:1997年7月～2000年7月
 - 4.「飼料流通利用計画」専門家:2000年9月～2002年9月
- (2)他ドナー等の援助活動
 - スペイン:酪農改善・振興計画(借款)
 - EU:SENACSAIによる家畜飼養頭数登録調査の支援



草の根技協(パートナー型)

2010年06月21日現在

本部／国内機関 : 国内事業部(地球ひろば)
広報室-地球ひろば推進課

案件概要表

案件名 (和) 貧困女性のための縫製技術向上プロジェクト

対象国名 パラグアイ

分野課題1 貧困削減-貧困削減
分野課題2 市民参加-市民参加
分野課題3 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類 人的資源-人的資源-職業訓練

署名日(実施合意) 2007年08月22日

協力期間 2007年09月01日 ~ 2010年02月28日

相手国機関名 (和)
相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

パラグアイでは、1992年に新憲法で男女平等促進が義務付けられたにも拘らず、社会的弱者としての女性を取り巻く経済・社会・基本的人権の地位、環境は男性に比べ格段に低く、さらに女性の就学率の低さや非識字率の高さが、女性の経済・社会的自立の大きな障害になっている。また、男女の役割には保守的な価値観(マテズモ)が存在し、特に男性の家庭での責任が欠如していることなどが原因で、全世帯の25.6%が母子家庭となっている状況である。

一方、日本ラテンアメリカ文化交流協会(La Asociacion Nippon Latino America de Intercambio Cultural)は、1995年からパラグアイ国内の貧困地域への食料や学用品、衣料品の支給等を主とした協力活動を開始し、さらに貧困問題などから劣悪な環境に置かれている、将来を担うべき子どもたちが健康で教育の機会に恵まれ、やがて地域の生活力向上のために尽力できるような人材に育てほしいという願いをこめて、1997年にはシウダ・デル・エステ市内に初等教育のための学校(ヨコハマ・スクール)を設立し、近隣の貧困家庭の子女への初等教育機会の提供に努めてきた。同協会は2003年に日本国内にNPO法人「フンダシオン・マノ・ア・マノ(Fundacion Mano a Mano)」を設立し、本邦からのパラグアイへの支援体制を整備した。

ヨコハマスクールに子どもを通わせる家庭では、その多くが児童の交通費や授業料を支払うことができず、また十分な食事を取れないため健康上の問題から通学を断念するケースもあとを絶たない。この背景には親の困窮状態があり、この状態は在学中の生徒の半分以上の家庭が母子家庭であり、現金収入が極めて不安定であることに起因している。

このため、定職がなく経済的に不安定なこれら母親たちに縫製技術訓練を実施することにより、縫製技術を向上し、商品の販売を通じた現金収入源の確保を行うことを通じた生活向上に資する技術協力が必要とされている。

上位目標 対象地域の貧困層の比率が改善し、住民の生活が向上する。

プロジェクト目標 対象地域におけるトレーニング受講者が安定的に製造、販売を継続できるように、生産者グループを形成する。

成果

- ① 高度な縫製技術を習得した指導者が育成される。
- ② 研修受講者の縫製技術、伝統工芸技術全般のレベルが向上する。
- ③ 研修受講者の製品価値を見極める能力が向上する。
- ④ 製品販売ルートが確保され、製品が販売されるようになる。

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2012年04月25日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)保健科学研究所の特殊検査機能強化プロジェクト (英) Strengthening of IICS Specialized Diagnostic Service.
対象国名	パラグアイ
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療システムの改善
プロジェクトサイト	アスンシオン市
署名日(実施合意)	2005年10月20日
協力期間	2005年10月24日 ~ 2007年10月23日
相手国機関名	(和)アスンシオン大学 保健科学研究所
相手国機関名	(英) Universidad Nacional de Asuncion- Instituto de Investigacion en Ciencias de la Salud

プロジェクト概要

背景	パラグアイ国民の多くが罹患していた寄生虫の診断技法の開発、治療法の改善・研究、更にワクチンなどによる予防技術の開発を目的として、1980年にパラグアイ国立アスンシオン大学に保健科学研究所(IICS)が設立された。同研究所は当初独自に病理学的、免疫学的、生化学的、疫学的研究を実施してきたが、研究所機能強化のため、我が国はプロジェクト方式技術協力「シャーガス病等寄生虫症研究」及び同案件アフターケアによる支援を行い、シャーガス病研究等に関する先端機器を備えた研究所及び検査センターとしての地位を確立し、他医療機関に対する研修なども多数実施した。しかしながら、世界の医療技術の進歩はめざましく、財源が限られているIICSの自助努力だけでは、国際的水準に向けての検査技術の向上は困難な状況にある。厚生省統計によれば、腎臓疾患は死亡原因10位(1998年302名)であり、シャーガス病は未だに国民の11.6%が罹患している。また、自己免疫疾患は2001年130名の患者が存在したが、公共医療機関における検査体制が無い。このため、腎臓疾患、血液疾患、免疫疾患、自己免疫疾患、熱帯感染症等の検査機能の向上と強化が必要不可欠であるとして、IICSは我が国に支援を要請した。
上位目標	自己免疫疾患、肝臓疾患、血液疾患、一次・二次免疫疾患、熱帯感染症等の特殊検査機能を有する国立レファレンスセンターとしての保健科学研究所(IICS)の強化。
プロジェクト目標	自己免疫疾患、肝臓疾患、血液疾患、一次・二次免疫疾患、熱帯感染症等のラボ特殊検査機能の強化。
成果	I 液性免疫部門 1.1. 自己免疫疾患分野における新たな検査技術が導入される。II 病理部門 2.1. 透過型電子顕微鏡の再導入により腎臓疾患の検査の品質及び正確性が向上される。2.2. 特に白血病やリンパ腫等の血液疾患の検査技術の質及び正確性が新しい表現型マーカーにより改善し、急性白血病患者の継続的な検査のための細胞濃縮技術が導入される。III 臨床検査部門 3.1. 現在提供しているラボ検査能力が高まる。3.1.1. 臨床及び免疫化学分野に新たな技術が導入される。3.2. 国内外品質管理計画に参加できる。IV 細胞性免疫部門 4.1. 免疫比濁法(Turbidimetry)による一次免疫不全症診断のためのIgG、IgA、IgM免疫グロブリン特定技術が導入される。4.2. 一次免疫不全症診断のためのIgG抗体のサブクラス特定技術が導入される。4.3. 一次免疫不全症診断のための抗肺炎球菌抗体特定技術が導入される。4.4. 一次

免疫不全症検査のための検診者のリンパ球の増殖評価ができるようになる。4.5. HIVエイズ感染者のTCD4細胞の継続的臨床検査が実施される。V. 製造部門 5.1.大規模研究計画及びその商業化に向けてシャガス病の免疫クロマトグラフィー法による迅速診断キットが製造

活動	I.液性免疫部門 1.自己免疫疾患に関する現行技術の向上並びに新技術の導入 1.1.免疫蛍光検定(FAN)の導入 1.1.1.消耗品の調達 1.1.2.培養とFAN検定法の技術を生化学者に指導 1.1.3.FAN検定のためのHEP-2細胞の培養 1.1.4.通常検定方法と新検定方法の比較 1.2.ENA検出に用いられる技法の開発 1.3.自己免疫疾患検診者のサンプルを診断 1.4.免疫比濁法によるC3/C4特定 II.病理部門 2.1.透過型電子顕微鏡の修理 2.1.1.透過型電子顕微鏡のデータ処理技術の再活性化 2.1.2.TEM操作及び腎臓・血液病理分野の超構造解析について担当部門職員の訓練 2.1.3.他研究所へのサービスの提供 2.2.血液病診断技術の向上 2.2.1.機材・消耗品の調達 2.2.2.血液病理及び細胞病理における最新技術の導入 III.臨床検査部門 3.1.ラボ技術の改善及び最新技術の導入と熟達 3.1.1.機材・試薬材料等消耗品の調達 3.1.2.肝臓疾患、腎臓疾患、肥満症、心臓疾患、脾臓疾患、貧血性骨質・鉱物、リウマチ患者の血清サンプル採取 3.1.3.糖尿病、リン酸カルシウムアシドーシス及び前立腺患者の継続的検査の実施 3.1.4.免疫PCR法、FR法、VDRL法、モノテスト、グロブリン性免疫を応用した診断試験 3.2.内外品質管理を適用した概要の実施 IV.細胞性免疫部門 4.1.グロブリン性免疫の現在の投与技術の向上 4.1.1.液性免疫不全検診者の血清サンプルへのIgG、IgA及びIgM抗体の投与 4.2.IgGサブクラスの特異性 4.2.1.専門家の派遣により人材育成を図る 4.2.2.消耗品の調達 4.2.3.IgG抗体の様々なサブクラスを特定するため免疫拡散技術の標準化 4.2.4.液性免疫不全症検診者の血清サンプルへのIgGサブクラスの特異性 4.3.抗肺炎球菌の特定 4.3.1.抗体抗肺炎球菌特定に関するELISA法(酵素結合免疫吸着剤検定法)の標準化 4.3.2.液性免疫不全疾患検診者の血清サンプルへの抗肺炎球菌の投与 4.4.機材の調達 4.5.免疫不全症検診者の末梢血液サンプルにおけるリンパ球増殖の評価 4.6.機材の調達 4.6.HIVエイズ患者のT細胞CD4のカウント V.製造部門 5.1.シャガス病診断に用いる免疫クロマトグラフィー法の標準化 5.1.1.抗原の製造 5.1.2.消耗品の調達 5.1.3.研修のための専門家派遣 5.1.4.通常技術を用いた評価 5.1.5.レフェレンスセンター3箇所の妊産婦の血清サンプル及びデジタル穿刺での診断 5.2.梅毒診断のための免疫クロマトグラフィー法の標準化 5.2.1.消耗品の調達 5.2.2.抗原の製造 5.2.3.研修のための
投入	
日本側投入	機材: 1. クリーンベンチ(細胞性免疫部門) 2. 半自動分光光度計(臨床検査) 3. 遠心分離機(病理部門) 4. 電子顕微鏡の修理(病理部門、上限額2万ドル) 5. Flow Citometry(細胞性免疫部門) 6. オートクレーブ(洗浄・滅菌室) 消耗品: 1. 製造部門 2. 液性免疫部門 3. 細胞性免疫部門 4. 病理部門 5. 臨床検査部門 専門家派遣2名: 細胞性免疫部門: 1名×15日間×1回 製造部門: 1名×21日間×2回 研修: 液性免疫部門の検査技師: 1名×21日間×1回
相手国側投入	1. 機関の機能における蒸留水、電気、執務用機器、収集資材等の基本条件。2. HIVエイズ感染者を継続してCD4検査のためのモノクローン抗体はIICS側で調達。3. IICS側で電子顕微鏡の関係機関との共有使用体制の整備。4. IICS側は機材及び消耗品の運送料負担のための予算を確保し、通関手続きを行う。5. IICSに供与される機材は各部門の管理の下にあるが、その他部門と共有する。6. 技能者チーム 6.1. IICSの所長 6.2. プロジェクト調整員ーIICSの液性免疫部門のチーフ 6.3. IICSの細胞性免疫部門のチーフ 6.4. IICSの病理部門のチーフ 6.5. IICSの製造部門のチーフ 6.6. 臨床検査部門のチーフ 6.7. 公共衛生部門のチーフ 6.8. 生物医療工学部門のチーフ 6.9. 各部門の生化学者 6.10.検査技師 6.11.検査助手
外部条件	アスンシオン国立大学のIICSに対する支援方針を変動しないこと。IICSの機能についてその他機関に普及・提供すること。
実施体制	
(1)現地実施体制	IICSはアスンシオン国立大学に所属し、IICS理事会によって独自に運営されている。組織は分野別に17検査・研究部及び4総務管理部で構成されている。職員総数 157名であり、内98名が生化学、生理学、医学の研究・診断に携わり、その大半が女性である。日本における研修を受けたC/P21名の中12名が、10年以上経過した現在も勤務している。2001年のIICSの年間予算1,100,000ドル(内補所金 810,000ドル、IICS独自資金 290,000ドル)である。2002は国家予算が約60%削減され、合計790,687ドルである。
関連する援助活動	
(1)我が国の	
援助活動	我が国の援助活動 1988～1998年シャガス病等寄生虫症研究計画を実施し、1998年～2000年にアフターケア協力を行い、シャガス病の研究を支援した。アフターケア協力当時、免疫学の専門家を計画していたが、該当者なく派遣を見送った経緯がある。本案件では、免疫学に關した専門家を派遣し、免疫不全症、自己免疫疾患等の検査技術向上及びシャガス病診断キットの改善等に協力する。
(2)他ドナー等の	
援助活動	他ドナー等の援助活動 関連分野では、過去にGTZ(IICS機能向上、1986～1994)、CIDRC(村落部シャガス病対策、1988～1991)の支援を受けたが、現在該当分野における他ドナーからの支援の予定はない。その他分野で、WTO/TDR、PAO、EU、ORSTOM等の技術協力支援を受けたことがある。



技術協力プロジェクト

2009年10月23日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名 (和) 食品安全衛生・栄養ラボ強化計画プロジェクト

対象国名 パラグアイ

分野課題1 その他-その他

分野課題2

分野課題3

プログラム名 その他

署名日(実施合意) 2004年12月01日

協力期間 2004年12月06日 ~ 2007年12月05日

プロジェクト概要

背景

国内消費者向けの食品、輸出品の安全性を確保するため、現在INTNでは国内外の顧客に対し多数の食品関連検査サービスを提供している。食品微生物分野(サルモネラ等)では、年間約4800件の試供品分析及び約21500件の食品試験を実施している。栄養分野(ビタミン等)では、年間約3600件の試供品分析及び約18000件の食品試験を実施している。試験依頼者の内訳は、個人経営者(50%)、中小企業(30%)、国内産品輸出業者(20%)である。しかし、各分野のラボは、ISO/ICE17025に基づいて設計されておらず、技術職員のラボ品質管理についての知識不足、機材の老朽化等により検査結果の精度が低く、近隣諸国と比較すると信頼性に乏しいのが現状である。また、技術者は食品検査の技術・能力は優れているが、国際基準に基づいたラボの運営については十分なノウハウを有していない。現在、INTNは、ラボを強化し、国際基準に準じるラボの認証取得を試みている。本プロジェクトの実施により、技術者の能力向上をはじめとしたラボ運営等の知識を習得することにより、パ国唯一の認証ラボとして国際的な信頼を得ることが可能となる。また、産業、農産業、中小企業及び社会(消費者保護)に資する検査サービスが拡充されることで、国内外の需要を満たすことが可能となり、国際レベルでの競争力が強化されることが期待できる。本件は、こうした背景の下、当該分野の技術ノウハウの高い我が国に対して技術協力が要請されたものである。

上位目標 国内リファラルラボ、そして国際的に国際基準に基づいた認証ラボとして認められる。

プロジェクト目標 食品微生物ラボの試験・分析手法の認証取得及び栄養ラボの試験・分析手法の品質向上をもって競争力向上に資する技術・運営の改善がなされる。

成果 1.品質・プロセスマニュアルが作成される。2.品質規格に基づき両ラボが検証・評価され修正される。3.品質・バイオセキュリティ技術が確立される。4.GNP、標準プロセス、検査手法についての人材が育成される。

活動 成果1 1.品質マニュアルが検証、更新され17025規格に適合する。2.プロセスマニュアルが検証、更新される。成果2 1.GMP及びバイオセキュリティシステムが監査・確立される。成果3 1.検査手法を確認し検査手法の確立根拠・クリティカルポイントを定め、品質規格に適合させる(POESに標準化・適合させる) 成果4 1.人材が育成されラボ相互・内部検査が実施される。

投入

日本側投入

1 第三国専門家(食品微生物分野) 10MM(675千円×10ヶ月=6750千円)	マ
マニュアル作成 4MM×1回(4MM)	検査技術 0.5MM×2回(1MM)
食品微生物検査技術 0.5MM×2回(1MM)	ラボ組織体制 1MM×4回(4MM)
(栄養分野) 11MM(675千円×11ヶ月=7425千円)	ラボ検証・評価 1MM×2回(2MM)
物理検査 2MM×1回(2MM)	化学検査 2MM×1回(2MM)
ラボ組織体制 1MM×5回(5MM)	2 第三国研

	修（食品微生物）4.25MM(300千円×4.25MM=1275千円)	ラボ運営管理
	0.25MM	認証ラボ施設 0.5MM
	微生物分析技術 3MM	マニュアル作成 0.5MM
	（栄養分野）3.75MM(300千円×3.75MM	
	=1125千円)	検査技術 0.75MM
	化学検査技術 3MM 3 機材	
相手国側投入	供与 食品微生物部門・栄養部門分概算額(実績)	
	1 プロジェクト運営に係る人事配置	プロジェクトディレクター(INTN 院長)、プロジェクトマ
	ネージャー(分野部長)、カウンタ ーパートの配置(各分野4名)	2 執務室及び業務用車輛
	の提供 3 運営管理に係るローカルコスト負担及び人事の配置(秘書・運転手等)	4 関連分
	野ラボに係る既存建物の改修経費負担(亜国日系第3国専門家を派遣した際(2003年3月～	
	4 月)、ラボの評価を行い基本的な改修案は策定されている)	
外部条件	品質検査・認証体制強化のバ国の基本政策に大きな変化がない	

実施体制

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1)現地実施体制 | 国立技術標準院(INTN)が総括・調整(法律・規制)業務を担う。 |
| (2)国内支援体制 | 人間開発部 |

関連する援助活動

- | | |
|---------|---|
| (1)我が国の | 食品微生物分野支援で亜国日系第三国専門家(Dra. Silvia Susana Miyazaki)の派遣 |
| 援助活動 | (2003年3月～4月)微生物学・栄養学試験 ラボのGMP(Good Management Practice)の導入 検査手法の有効化、検査手法に係る参考微生物の利用、衛生企画の徹底、HACCP等の適用 |



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 南部看護・助産継続教育強化プロジェクト (英) Strengthening Continuing Education in Nursing and Midwifery in the South of the Republic of Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-人口・家族計画
プログラム名	保健医療改善
プロジェクトサイト	アスンシオン市
署名日(実施合意)	2000年12月19日
協力期間	2001年02月20日 ~ 2006年02月19日
相手国機関名	(和) 厚生省
相手国機関名	(英) Ministry of Health and Social Welfare

プロジェクト概要

背景 パラグアイ国政府は、全ての国民が高品質かつ平等な保健医療サービスを受けられる社会を目指し、社会福祉厚生省主導のもと保健医療政策の改革を行っている。しかし、パラグアイ国南部3県(ニエンブク、ミシオネス、イタプア)においては、農村人口の割合が高くかつ人口が散在しており、医療改革の遅れが顕著となっている。パラグアイ国政府は、南部3県における保健医療サービス増進の鍵は、看護ならびに産科分野の人材育成であるとの認識を持ちつつも、前述の人口状況に加え、既存の研修システムを絡めた人材育成制度見直しが複雑なものであるため、同分野における効果的なアプローチの策定と実施に係る協力を日本政府に要請してきた。2001年2月にプロジェクトが開始され、2002年5月末に派遣した運営指導調査団による現地協議において、プロジェクト対象地域の絞り込みに関する合意が得られ、南部2県(ニエンブク、ミシオネス両県)を対象とした活動を展開することとなった。2003年度には南部地域での研修活動を活発に実施する一方で、中央レベルで厚生省を中心とした関係機関による継続教育システム確立のための各種活動を実施した。2004年4月に再度の運営指導調査団が派遣され、プロジェクトの順調な進捗に鑑み、全国レベルでの継続教育システム確立に向けた仕組み作りに向けたプロジェクト活動の拡大が提言され、同年9月に中間評価を実施して活動総括を行うと共に、同評価と上記提言を踏まえてPDM改訂を行った。

上位目標 パラグアイ全国レベルで看護・助産職者による保健医療サービスが向上する。

プロジェクト目標 パラグアイ国南部地域(ニエンブク県、ミシオネス県、イタプア県、カアサパ県)で看護・助産職者の保健医療サービスの継続教育システムが確立され機能する。

成果

- 1 パイロット地域において、看護・助産職者に対する継続教育研修がモデルとして確立・実施される。
- 2 パイロット地域において、看護・助産職者に対する継続教育研修のモニタリング基準が確立・実施される。
- 3 看護・助産職者(補助看護・助産師、看護・助産技術者)検定制度の枠組みが策定される。
- 4 各レベルの看護・助産職者の継続教育が制度化される。

1-1 研修プログラムの準備を行う。1-1-1 パイロット地域の状況に適した研修プログラムを

活動

作成する。1-1-2 研修ファシリテーター(指導者)を育成する。1-1-3 必要に応じ、パイロット県の状況に応じた教材を修正する。1-2 パイロット地域において研修を実施する。2-1 研修モニタリングの基準を作成する。2-2 研修モニタリングを実施する。2-3 モニタリングの結果を取りまとめる。2-4 必要に応じて、モニタリング結果を受けて継続教育カリキュラムの修正を行う。3-1 看護・助産職者検定制度検討委員会を設置する。3-2 看護・助産職者検定制度の枠組みを策定する。3-2-1 看護・助産の各職制に必要なレベル(継続教育のスタートレベル)を検討する。3-2-2 検定の内容と検討・決定する。3-2-3 検定方法を検討・決定する。3-2-4 検定合格者の登録制度を策定する。4-1 各レベルの看護・助産職者の継続教育制度のカリキュラムを策定する。4-1-1 看護・助産継続教育カリキュラム検討委員会を設置する。4-1-2 看護・助産継続教育実施・評価検討委員会を設置する。4-1-3 上記両委員会において、補助看護師の継続教育制度のカリキュラムを検討し決定する。4-2 パイロット地域での試行の結果を取りまとめ、必要に応じてコンテンツを修正する。4-3 補助看護師継続教育の制度化を厚生省に申請する。4-4 パイロット地域において、研修を実施するための予算を確保する。

投入

- | | |
|--------|---|
| 日本側投入 | 1 長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、助産学、看護教育、地域保健、乳幼児栄養発達等)
2 短期専門家(看護教育、計画策定、モニタリング評価、IEC、小児看護他)
3 研修員受入(年間3名程度)
4 機材供与(車輛)、教材開発及び人材データ管理用コンピューター式、教育用視聴覚機材等)
5 研修活動、施設等整備、各種調査等 |
| 相手国側投入 | 1 要員:厚生省副大臣ほか厚生省による専任C/P(プロジェクトマネージャー、テクニカルC/P、地方の看護・助産部長等)
2 施設等整備:厚生省内にプロジェクトオフィス設置、県レベルで作業用スペース提供、研修スペース提供
3 ローカルコスト負担:施設の維持管理に係る経費、供与機材の維持管理に係る経費等
4 その他:機材等に対する免税措置 |
| 外部条件 | 1 国家保健政策が大きく変更されないこと。2 保健サービスに対する技術的・ロジスティクス支援が維持されること。3 天災等の自然災害の被害を被らないこと。4 県レベルでの保健政策が大きく変更されないこと。5 看護・助産人材のノルマの内容が大きく変更されないこと。6 R/Dが遵守されること。7 研修を受講する対象者が存在すること。 |

実施体制

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1)現地実施体制 | 厚生省 |
| (2)国内支援体制 | 天使大学、国立国際医療センター、聖マリア病院 |

関連する援助活動

- | | |
|---------------|--|
| (1)我が国の援助活動 | プロジェクト方式技術協力:地域保健強化プロジェクト(1994.12~1999.11) |
| (2)他ドナー等の援助活動 | 世界銀行が北部を中心に母子保健プロジェクトを、GTZが中部を中心にリプロダクティブヘルスのプロジェクトを実施中。 |